２０２２

国立青少年教育施設における感染防止対策事例集

National Institution For Youth Education
国立青少年教育振興機構

はじめに

この度、国立青少年教育振興機構では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って変化した、利用者対応の状況等について事例を交えて「国立青少年教育施設における感染防止対策事例集」をまとめました。

新型コロナウイルス感染症が世界的に影響を及ぼすようになり、早２年が経過しました。この期間、私たち青少年教育施設が実施してきた体験活動やコミュニケーションの場や機会が制限されてきました。体験活動等は、グローバル化や価値観の多様化などによる社会の急激な変化の中でも、主体的に社会と関わり、課題を発見・解決していく「社会を生き抜く力」を育むために欠くことのできないものです。体験活動が制限されることにより、これからを生きる子供たちにとって様々な影響が出ることが懸念されています。

「体験活動を制限しなければいけない中、体験活動が重要視される」―こういった矛盾のような状況だからこそ、私たちが、感染防止対策を徹底したうえで、積極的に、可能な限り子供たちに「体験活動の場」を提供していくことが重要だと感じています。

当機構では、有識者の助言等も踏まえながら、全国の各施設において各種感染防止対策を行いつつ、利用者の受入れを実施しています。また、「施設を利用して体験活動を実施する」ということ以外に、施設外での体験活動の提供にも積極的に取り組んできました。加えて、このような状況下で当機構施設を利用していただいた小・中学校を対象とした調査を実施し、「国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査―コロナ禍における安全安心に配慮した体験活動の在り方―」としてまとめております。

本事例集は、これらの当機構の各施設が取り組んでいる感染防止対策や調査結果などを踏まえ、「感染防止対策を実施しつつ、子供たちへよりよい体験活動を提供する」という青少年教育施設共通の課題に対する一助となることを目的として作成しています。青少年教育に携わる方々をはじめ、多くの皆様のご参考になれば幸いです。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響は見通せませんが、子供たちの成長につながるより良質な体験活動の機会が全国各地で可能な限り提供されることを祈念しております。

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事　　伊　野　　亘

逆引き（リバースルックアップ）

キーワードから本事例集における関連箇所を探索することができます。

1．施設利用前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（磐梯）14、22
（淡路）34、35、36
（大隅）52、53

2．入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（磐梯）15、22
（淡路）43、44
（大隅）53

3．活動プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・（磐梯）18、23
（淡路）45

4．食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（磐梯）15、23
（淡路）38、42、43
（大隅）54

5．入浴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（磐梯）16、23
（淡路）38、41
（大隅）53

6．宿泊室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（磐梯）15、17
（淡路）38、40、41、43
（大隅）52

7．退所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（磐梯）16、23
（淡路）47

8．　教育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（淡路）46、47、48
（大隅）54

目 次

はじめに

コロナ禍における体験活動・・1

１．国立青少年教育振興機構における感染防止対策ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

２．国立青少年教育施設における感染防止対策ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

３．コロナ感染疑義のある利用者対応フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

４．施設で取り組んでいる感染防止対策・・63

（１）活動プログラム編・・63

（２）生活編・・66

（３）教育事業編・・・68

（４）コロナ禍で始まった取組紹介・・70

５．感染症対応に関する事例・・・71

（１）施設利用団体の退所後における新型コロナウイルス感染症陽性者対応の事例・・・・・・・・71

（２）体調不良者（37.5 度以上の発熱）発生時の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73

６．利用者の声（利用団体アンケートより）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

７．感染防止対策に関する Q&A・・ 77

（参考）施設利用者への説明資料・・79

＊２、３、（参考）の項目では、国立青少年教育施設の事例から、国立磐梯青少年交流の家、国立淡路青少年交流の家、国立大隅青少年自然の家の事例を紹介します。

コロナ禍における体験活動

①体験活動の意義

青少年機構がこれまで行ってきた調査結果から、体験と、自己肯定感・自立などの意識や資質能力との関連が見えてきた。

体験活動や生活習慣、人との関わりなど、さまざまな体験が土台となって、子供たちの成長を支えている[1]。

②コロナ禍が子供たちにもたらす影響

しかしながら、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナという）の影響で、子供たちの体験の機会は失われつつある。

国立成育医療研究センターが行った調査[2]によると、新型コロナの流行によって、多くの保護者が子供を自由に遊ばせられる場や機会が減少したと感じていることがわかっている。

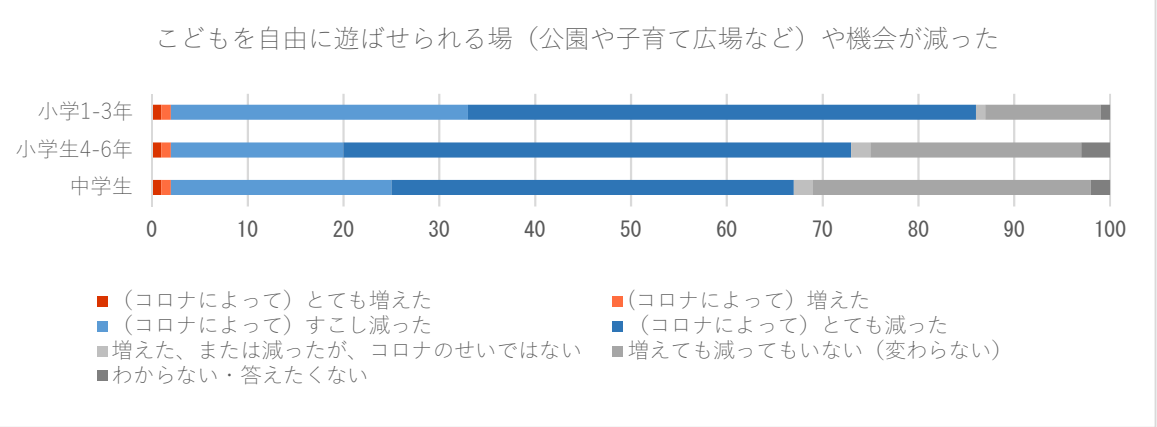

国立成育医療研究センター『コロナ×こどもアンケート　第５回調査 報告書』2021 をもとに作成

また、青少年機構が教員と児童・生徒を対象に行った調査[3]からは、多くの教員が、臨時休業後、体力のない子供や、授業中眠そうにしている子供が目立ったと答えていることがわかった。さらに、新型コロナの流行によって、子供たちは一定の活動の制約を受けており、一部の子供はメンタルヘルスに問題を抱えている可能性も示された。

③コロナ禍における体験活動の意義や効果

新型コロナが子供たちに与えるネガティブな影響が明らかになった一方で、コロナ禍における自然体験活動や集団宿泊活動の意義や効果も見えてきた。

集団宿泊を伴う自然体験活動を通して、怒り感情やストレス反応、自信といったメンタルヘルスの改善が見られた。さらに、9割以上の子供が自然体験活動に満足したと答えていた。

また、教員に対し活動中の子供たちの様子を尋ねたところ、楽しんで活動している様子や、意欲的に、協力し合って活動する様子などが見られたと答えていた。

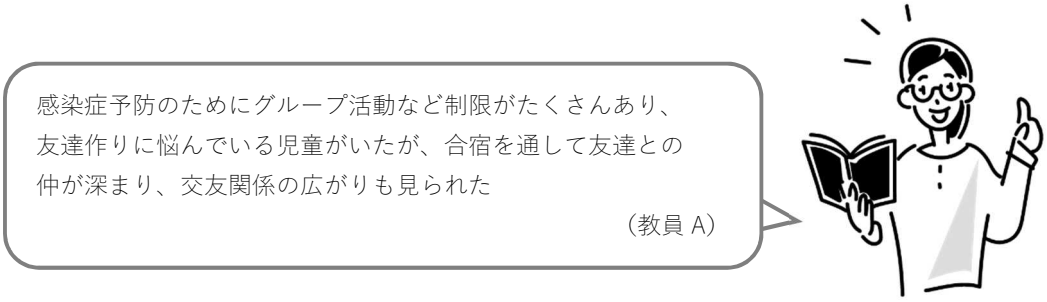

④コロナ禍における体験活動の推進に向けて

子供たちの体験の場や機会が失われつつあるコロナ禍において、青少年教育施設や団体が中心となって、体験活動を推進していくことの重要性はますます高まっているといえる。

全国の国立青少年交流の家・自然の家では、こうした状況の中でも、子供たちが安心して体験活動を実施できるよう、さまざまな対策や工夫を講じている。本事例集では、これらの中から、公立施設等においても取り入れられる代表的な取組を紹介していく。

---

[1] 国立青少年教育振興機構『発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究　～「体験カリキュラム」の構築に向けて～』2020

[2] 国立成育医療研究センター『コロナ×こどもアンケート　第５回調査 報告書』2021

[3] 国立青少年教育振興機構『国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査』2021

１.国立青少年教育振興機構における感染防止対策ガイドライン

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

令和４年２月１４日
国立青少年教育振興機構

１．はじめに

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和２年３月２１日付け事務連絡で当機構としての考え方を示しているが、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月２８日（令和２年５月４日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（２０２０年５月４日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、当機構における新型コロナウイルス感染防止対策として実施すべき基本的事項を改めて整理した。

各教育施設においては、本ガイドラインを参考に、各地域の実情に応じて、新型コロナウイルス感染防止対策、感染が疑われる者が発生した場合の対応など、全職員が対応できる可視化したマニュアルを作成するものとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染状況などを踏まえ、必要に応じて適宜更新する。

２．感染防止のための基本的な考え方

当機構は、新型コロナウイルス感染防止に関するリスク管理を徹底して取り組むこととし、学校をはじめとする利用団体及び教育事業参加者（以下、「利用者等」という。）に対して、できる限り安心・安全な生活環境や体験活動を提供することを目指して取り組むこととする。

このため、各教育施設の所長は、教育施設の規模や教育事業、研修支援等の形態を十分に踏まえ、教育施設及び活動場所において、利用者等及び当該教育施設の職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）への新型コロナウイルスの感染を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気が悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

３．感染防止に対する施設運営の具体的対策

（１）総論

①　提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、次のような対策を実施することが前提である。

・　教育施設内での正しいマスクの着用

（十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要である。正しいマスクの着用方法については、例えば厚生労働省 Web サイト「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照のこと。）

・　石けんと流水による手洗い・手指消毒の徹底（入館前、トイレ後、食事前）

・　人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ２ｍを目安に）すること

・　適切な換気

（２つの窓を同時に開けるなど教育施設の換気を原則実施する。冬期など寒い時期も換気を可能な範囲で行い、夏場以上に対人距離の確保を徹底する。）

②　新型コロナウイルス感染防止対策にあたっては、各都道府県の方針や公立施設の状況を踏まえ、教育施設が所在する地域（都道府県及び市町村）の教育委員会等と調整すること。

③　教育事業については、「２．感染防止のための基本的な考え方」に留意し、事業参加者の対人距離を確保できる人数とする。また、活動内容や場所についても配慮する。

④　研修支援については、「２．感染防止のための基本的な考え方」に留意し、教育施設の受入れ可能人数を定める。利用団体に対しても「４．利用団体に対する注意喚起と感染防止対策の協力要請」を踏まえ、対人距離を確保する利用人数の設定を強く要請する。また、活動内容や活動場所についても配慮する。

⑤　感染防止対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、近隣の保健所との連絡体制を整える。

⑥　高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、各教育施設においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

⑦　障害を持っている方、乳幼児及び妊婦については、各教育施設においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

（２）利用者等の安全確保のために各教育施設が実施すること

①　利用の禁止

利用者等に対し、以下に該当する場合は利用を禁止する。

・　３７．５度以上の発熱がある場合

・　平熱比＋１度以上の発熱がある場合
・　息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
・　軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
・　その他体調が優れない場合
・　過去２週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域へ訪問したことがある場合

②　研修室の提供

・　利用者等が密集することを避けるため、対人距離の確保に留意し、広めの研修室を配室する。

③　食事の提供

・　利用者等に対し手洗い・手指の消毒を徹底する。
・　利用者等が一定時間に集中し混雑しないよう配慮する。
・　食堂では、最低１ｍ（できるだけ２ｍを目安に）の間隔を開けて座席を配置し、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
・　原則としてブッフェ形式を取りやめる。ただし、ブッフェ形式で食事を提供する場合は、あらかじめ従業員又は利用団体内で分担して取り分けるなどし、みそ汁・スープ・ご飯コーナーのしゃもじ等は共有しないようにする。
・　共有する食器は、高温の食洗機で洗浄と乾燥したもの、又は食器用洗剤を使用したもののみ使用可能とする。
・　利用者等をレーンで並ばせる場合には、予め床にマーキングをし、間隔をあけて並ばせ、唾液の飛散防止のため、必ずマスクを着用させる。

④　所バス等の運行

利用団体と調整の上、対人距離を確保し、窓を開けたまま運行するなどの対応をとる。必ずマスクを着用させる。

⑤　宿泊室・寝具の提供

・　利用者等が密集することを避けるため、宿泊室はできるだけ２ｍを目安に間隔を空けられるよう配室する。
・　寝具は、次の利用者等が使用するまで３日間空けるか、別紙「ガイドライン補足説明」に基づき対策を施した上で、使用するものとする。

⑥　「つどい」の実施

複数団体が集合して行う朝・夕の「つどい」は、当面の間中止する。

⑦　浴室の提供

入浴は、一度に入る人数や時間を設定するほか、可能な限り、利用時間を延長する（早い時間からの入浴を可とする）など利用者等が一定時間に集中し混雑しないよう配慮する。

⑧　活動プログラム

文部科学省初等中等教育局において作成、公表されている『学校に

おける新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を参考としながら、各活動プログラムの実施における必要な感染防止対策を事前に確認し、感染防止対策をとりながら提供することが困難な場合は、必要に応じて利用団体に対し活動プログラムの変更等を求めること。

◎　学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

※　内容更新にも留意のこと

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

⑨　消毒液の設置

食堂、トイレ入口付近には、アルコール消毒液等を設置する。

⑩　教育施設内の掲示設置

利用者等に対策を徹底するため、「手洗いについて」等の子供にもわかりやすいポスターを作成し、廊下や食堂前等にある手洗い場、共有スペース等に掲示を行う。

（３）利用者等に感染が疑われる者が発生した場合の対応

・　各教育施設は、利用者等が「３．（２）①」に定める事項に該当することとなった場合は、速やかに事前に定めた別室へ隔離を行うとともに、そのことを職員間で共有する。
・　各教育施設は、その者との濃厚接触者がいれば、濃厚接触者も速やかに事前に定めた別室へ隔離を行うとともに、そのことを職員間で共有する。
・　対応する職員を指定し、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応させる。
・　利用団体と調整の上、感染が疑われる者は退所していただく。なお、その際、感染が疑われる者の行動履歴（使用した研修室、宿泊室等）を確認し、記録しておく。
・　職員又は利用団体の代表者は、必要に応じて保健所へ連絡し、指示を受ける。
・　感染が疑われる事例については、全て記録を残しておく。
・　各教育施設は、その対応状況について、感染の疑われる利用者等の退所が決定した段階で機構本部に必ず報告を行う。

（４）職員等の安全確保のために各教育施設が実施すること

・　職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に感染が疑われる場合（３７．５度以上の発熱があった場合、個人の平熱比＋１度以上の熱が記録された場合、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合）は、直ちに

仕事を休ませる。必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、管理者は診断結果の把握に努める。

・　咳エチケット、正しいマスクの着用、手洗い・手指の消毒、換気を徹底して実施する。

・　職員等に感染が確定した場合には、その日の研修（活動）は一度中断し、濃厚接触者の調査を行う。保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（５）施設管理

①　施設内

・　他の利用者等と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、ＰＣのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口　、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）は１日１回以上消毒し、接触感染を予防する。

・　消毒は家庭用洗剤や、70%以上のアルコール、又は 0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウム液を含む使い捨てのシートを用いる。スプレー式のものを使用する場合も清拭する。マスクと手袋を着用して行う。

・　タブレット、電話など共有せず専有者を決めることで手が触れる場を最低限にする。

・　職員が受付等において、利用団体等と打合せする際には、双方の机の間隔を広げるなど、飛沫感染を予防する。

・　研修室・宿泊室等は、使用後は清掃をし、高頻度接触部位は消毒する。

・　感染力の強い変異株の拡大を踏まえ、使用中は適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（おおむね 1 時間に 2 回以上、1 回に 5 分間以上を目安とする）を徹底すること。窓のない部屋においては、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めるとともに、人の密度が高くならないように配慮すること。また、使用後は必ず換気を行う。

・　宿泊室においては、特に適切な室温を維持することに配慮しつつ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（例えば、朝の清掃時や就寝前、食事時間中や活動中など部屋を空ける時間帯などに窓を小さく開放するほか、暖房器具が停止する時間帯においては、入口のドアを開放するなどの工夫が考えられる）を行うこと。

・　清掃やゴミの廃棄を行う者は、必ずマスクと手袋を着用し、作業を終えた後は、必ず手洗いを行う。

・　ゴミ箱は、蓋は足踏み式、あるいは蓋の無いものとし、ゴミ箱に

手で触れないようにする。ゴミ箱内には大きなビニールをいれ、ゴミの廃棄を行う際は、必ず空気を抜いて封をしっかり閉じてから、運搬作業をする。

② トイレ

・ 職員等は、一般清掃に加え、不特定多数が接触する場所（便座、ペーパーホルダー、ドアノブなど）は、１日１回以上清拭消毒を行う。

・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

・ トイレの混雑が予想される場合は、最低１ｍ（できるだけ２ｍを目安に）の間隔を空けた整列が実施できるよう、床に印を書いておく。

・ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行い、作業を終えた後は、必ず手洗いを行う。

・ トイレ清掃を利用団体に課している教育施設は、当面の間利用団体に行わせない。

③ 浴室・脱衣所

・ 職員等は、不特定多数が接触する場所（床、ドアノブ、脱衣ロッカーなど）は、利用終了毎に清拭消毒を行う。

・ 各教育施設は、「３．（２）⑦」に定める事項に留意し、少人数で利用できるよう配慮する。

・ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行う。

④ 所バス等

・ バス使用後には、不特定多数が接触する場所の清掃・消毒（乗降ドア、座席前の手すり、窓の取手とサン等）を行う。

・ バスの使用に関しては、貸切バス旅行連絡会作成の「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参照。

http://www.anta.or.jp/law/pdf/covid-19_guideline_bus.pdf

⑤ その他

・ 野外炊事用具は滅菌庫で、滅菌庫がない場合は食器用洗剤を使用して洗浄する。活動時に使用する教材・教具については、使用後に家庭用洗剤、70%以上のアルコール又は0.1%次亜塩素酸ナトリウム液で消毒を行う。

４．利用団体に対する注意喚起と感染防止対策の協力要請

利用団体に対し、以下のとおり教育施設の感染防止対策について説明を行い、同意を得るとともに、対策等への協力を依頼する。なお、説明や協力要請については、入所後も適宜実施すること。

（１）申込時及び入所まで

・ 体温計、マスク、コップなどの物品の用意

（体温計を共有する場合は、一人使用ごとに消毒が必要になるため、

個包装のアルコール消毒綿等の消毒液の準備も伝える。）

（２）入所中

・　健康チェックシート（教育施設ごとで作成）を使用した定期的な健康チェック（入所時・就寝前・朝 など）の実施と状況報告
・　室内の定期的な換気及び密閉空間の回避
・　同一室内の人の密度を下げるための人数制限
・　近距離での会話や発声、高唱の回避
・　咳エチケット、正しいマスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底
・　枕カバー、シーツ等を含む寝具の適切な使用
・　使用した研修室・宿泊室等の消毒の協力
・　事務室に入る者の限定
・　厚生労働省が配布している「新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）のインストールの促進
（携帯電話をマナーモードで使用する場合にも、Bluetooth を on にして機能させることを推奨）

（３）退所後

・　利用後２週間以内に感染疑いによる PCR 検査を受検した場合の報告

５．教育事業実施時における留意点

前述の対策や利用団体に対する注意喚起・協力要請に準じた対応を行うほか、以下の点にも留意すること。

（１）事業実施前

・　国や所在する都道府県等からの要請を踏まえつつ、参加対象や募集の範囲等を設定
・　催行の判断基準の設定及び必要に応じて中止の検討
（基準等設定にあたっては、国や、所在する都道府県等の措置を参考とし、必要に応じて基準等も変更を行うこと。）
・　参加者や職員等、講師、ボランティア等の体調の把握
（感染者や感染の疑いのある者の参加又は参画を防ぐ。）

（２）事業実施中

・　職員等及び講師、ボランティア等の感染防止対策にかかる役割等の明確な設定

（３）事業実施後

・　参加者、職員等、講師、ボランティア等、関係者全員について、事業後２週間以内に感染疑いによる PCR 検査を受検した場合、教育施設へ報告するよう依頼

６．当機構教育施設外における出前指導や教育事業等の実施について

前述の対策や利用団体に対する注意喚起・協力要請に準じた対応を行うほか、教育事業等を実施する会場の感染防止対策等に従って対応等を行うこと。

附記

　本ガイドラインは令和２年５月１８日現在の状況に基づくものであり、今後、適宜更新する。

　令和２年５月２９日改訂

　令和２年７月８日改訂

　令和２年８月６日改訂

　令和３年９月２７日改訂

　令和４年２月１４日改訂

令和４年２月 14 日
国立青少年教育振興機構

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン補足説明

１．新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを受けて配慮を要する事項

（１）ガイドライン３ページ（２）利用者等の安全確保のために各教育施設が実施すること

「寝具は、次の利用者が使用するまで３日間空ける」

３日間空けることができない場合は、以下のような対策例を検討使用する。

＜３日間空けられない場合の対策例＞

感染源となる「飛沫」は、口や鼻から出るものであり、汗には含まれていない。したがって、顔周りからの体液（唾液、鼻水など）の布団への浸透を防ぐための対策例を以下のようにする。

〇敷き布団への対策例

・ビニールシート（レジャーシートなど）などを、頭部を中心に布団とシーツの間に敷く。

〇枕への対策例

・枕をビニール袋に入れて、枕カバーで包む。

〇掛け布団・毛布等への対策例

・ビニールシート（レジャーシートなど）などを、上掛けのシーツと掛け布団の間に入れる。ずれないように、クリップやマジックテープで止めるなど、工夫する。

・または、利用者に個人のタオルケットやシュラフなどを持参してもらい使用する。

A 案　これらの対策例は、「新しい生活様式」を取り入れた安心安全な施設での生活の一環として紹介し、すべての利用者にお願いする。

B 案　３日間空けられない場合にのみ、同じく「新しい生活様式」を取り入れた安心安全な施設の生活の一環としてお願いする。

※ ビニールシート（レジャーシート）やビニール袋などは、利用者に準備してもらうとともに、施設でもビニールシートなどを準備し、利用者が忘れた場合に提供する。

※ 利用者に、手洗いや３密を防ぐ対策と同様に、「新しい生活様式」の一環として実施していることを丁寧に説明して理解してもらうようにする。

※ 新型コロナウイルス感染症の発生が少ない地域にある施設は、利用団体が所属している地域や地域での状況等を考慮して、寝具の連続使用などもありうる。

（２）ガイドライン６ページ　　⑤その他

〇「野外炊事用具は滅菌庫で、滅菌庫がない場合は**食器用洗剤を使用して洗浄する。**」

独立行政法人製品評価技術基盤機構 Web サイト「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト」を参考とすること。

（３）ガイドライン３ページ　③食事の提供

〇食堂でのビュッフェ方式の場合の例

ビュッフェ方式で提供する場合は、以下の 3 点に配慮し、施設の置かれている状況などを考慮して食事を提供する。

① 3 密を避ける（食堂内の机・椅子の配置や座り方、並び方などを工夫する）

施設側でレイアウトした位置で食事をするよう、使わないスペースに印をつけるなど工夫する。

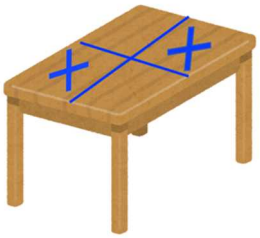

② 接触感染を防ぐ（トングやしゃもじ、お玉などの使い方を工夫する）

③ 飛沫感染を防ぐ（配膳中などは、マスクを適切に着用して、できるだけ会話をしないようにする）

〇ビュッフェ方式（バイキング方式）の場合の接触感染を防ぐ対策例（案）

① 団体の引率者や代表者が、トングやしゃもじ、お玉などを使用して盛り付ける。（あらかじめ盛り付けておく、あるいは、担当者が都度取り分ける）（現行のガイドラインの方法であり学校などの給食当番方式）

なお、可能な範囲で「ブロック割りした施設運営」を取り入れ、団体ごとに食事の時間帯を分けて提供することが望ましい。

② 直前に個人ごとにゴム手袋を着用し、共用のトングやしゃもじ、お玉を使用して個人ごとに盛り付ける。（マスク・ゴム手袋着用以外は、今までのビュッフェ方式と同じ）

③ 個人ごとにおかずを取るミニトングや取り箸（割り箸等）を貸し出しておかずを取る。

※この場合、全てのおかずを個人用トングや取り箸等でとるため、以下の対応が必要となる。

アレルギー食が必要な利用者がいる場合、その利用者には完全に個別食として準備する。

（食材が混ざってしまうと、利用者の食物アレルギーに対応できなくなるため）

多少、おかず同士の味が混じることを承知の上で実施してもらう。

④ おかず等をおかわりする場合、利用者がアルコールで手指の消毒を行ってから共用トングで取る。など

（４）その他

〇子供たちがよく触る木製部分には、表面をツルツルにしておくと消毒など効果的である。

〇お風呂ののれんについて

・布製なので感染源になりやすく、取り外した方がよい。

２．ガイドライン以外のことについて

これらの対策例は、施設が設置されている地域や、利用している団体が所属されている地域の状況を加味して、各施設で具体的に決める。

２.国立青少年教育施設における感染防止ガイドライン

※国立青少年教育施設における「感染防止マニュアル及びガイドライン等」は、国立青少年教育振興機構が定めた「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を基準とし、地域の実情等に応じて施設ごとに設定しています。

・国立磐梯青少年交流の家・・・・・・・・・13

・国立淡路青少年交流の家・・・・・・・・・30

・国立大隅青少年自然の家・・・・・・・・・54

新型コロナウイルス感染防止
対策ガイドライン
（職員用）

令和２年　７月　８日作成
令和２年　８月１９日改定
令和２年１２月２５日改定
令和３年　４月　１日改定
令和３年　５月１０日改訂

国立磐梯青少年交流の家

１．利用者に遵守していただく事項

□　マスクを持参・着用

運動の際など、熱中症対策として外すことは可とするが、原則施設利用中は着用させる。

□　手洗い・うがい・洗顔

外から屋内に入った際などこまめに行うよう促す。

□　ソーシャルディスタンスの確保

施設利用中は、他の利用者、職員等との間隔をできるだけ 2m程度、確保させる。

□　館内土足厳禁

上履きは必ず持参し、館内はすべて下足厳禁とすること。（ゾーニングの徹底）

□　健康確認・消毒用の清掃用具の持参

マスク・体温計・コップ・消毒液・除菌作業用具を準備させる。

□　利用場所・利用物品の清掃・消毒

貸出物品や研修室、宿泊室の使用後、感染拡大防止のための清拭作業を行わせる。

□　利用期間中の健康管理

朝と夜に全員の検温と健康状態について記録し、事務室に報告させる。発熱やかぜ症状等は、すべて「新型コロナウイルス感染症罹患」として扱い、利用を中止し帰宅してもらい、帰宅後の診断結果等の経過について報告してもらう。また、利用後 14 日間の間に「新型コロナウイルス感染症」またはその「濃厚接触者」と診断された方が確認された場合についても報告してもらう。

□　利用受入を断る場合

下記に該当する利用者がいる場合は、利用受入を中止してもらう。

〇　37.5 度以上または平熱＋１度以上の発熱、息苦しさや強いだるさ、咳・咽頭熱などの症状、その他体調が優れない場合

〇　新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者または疑わしい方

〇　利用初日から起算して 14 日以内に感染が引き続き拡大している国、地域へ訪問したことがある方

２．利用受入に関する対応

（１）生活面の対応

①到着時【マスク・フェイスガード着用】

□　団体代表者の検温と施設利用同意書を受け取り、受付をする。

□　職員による検温および健康チェック

※団体の人数に応じて職員を適宜割り振る。引率者には記録の協力を依頼する。

□　オリエンテーションについては、動画を活用するなど発声の機会を減らし、可能な限り手短に済ます。

②食事

□　利用団体には下記の依頼を行う。

・食事の時間を指定し、完全入れ替えのため、指定時間は必ず守る。

・食堂の利用は必ずマスクを着用する。

・食堂利用前に手洗い・消毒を徹底する。

（混雑解消のため、食堂前ではなく宿泊室等の流し場でも良い）

・食堂では指定した座席に座り、食事後は速やかに退室する。

□　食堂の利用時間は原則的に次のとおりとする。

朝食 7:10～8:40、昼食 12:00～13:20、夕食 17:30～19:30

ただし、利用団体が多い場合は、状況に応じて食堂業者と相談し、時間を早めることも可能とする。

□　混雑解消のために、食堂利用時間の前後 10 分程度ずらして食事時間を割り当てる。

□　基本的に 1 団体 120 名程度ごとに食事時間を設定し、利用団体が多い場合は密にならない程度に割り当てる。

□　事務室前および食堂前のホワイトボードに団体ごとの利用時間の貼り出しを事業推進係が行う。

□　除菌作業は、利用者がいなくなってから（またはグループ入れ替え時）に食堂職員が行う。

③宿泊棟

□　利用団体には下記の依頼を行う。

・使用する寝具以外は、なるべく触れない。

・宿泊室にある清掃分担場所は行わず、宿泊室内を行ってもらう。

・洗面所ではマイカップを使用する。

□　利用団体が使用するシーツ・枕カバーは入所前までにリネン室に用意をしておく。

④入浴

□　利用団体には下記の依頼を行う。

・指定された入浴の時間と場所を必ず守る。

・入浴後、脱衣所（脱衣ロッカー、ドアノブなど）の簡単な除菌を行ってもらう。

・体調不良者（生理含む）は講師棟のシャワーまたはひばらの湯等を利用してもらう。

□　ばんだい、いなわしろ、ひばらの湯を使用し、1 グループ（大浴場は 25 人程度）30 分程度、消毒時間 10 分程度で利用団体が重ならないよう割り振る。利用者が少ない場合は、浴室ひとつで対応するよう割り振ること。

□　入浴時間は基本 17:30～22:00 だが、団体数が多い場合はボイラー業者に連絡の上、早めることは可能（浴室使用準備のため 2 時間程度必要）。

□　事務室前および大浴場前に団体ごとの利用時間を貼り出している。事務室前は事業推進係、大浴場前はボイラー業者に貼りだしを依頼している。

⑤廊下歩行

□　利用団体には下記の依頼を行う。

・マスク着用、距離を保って歩行。決して走らない。

・他利用者や職員とすれちがう場合は、さわやかなあいさつで（黙礼可）。

・歩行中は、可能な限りあちこちにふれない。

⑥研修室・講堂・体育館等

□　利用団体には下記の依頼を行う。

・マスク着用の上、３密（密閉・密集・密接）を避け、２m（最低でも１m）の間隔をとり、必ず１時間に１回以上の換気をする。

・共用物品及び蛇口やドアノブ、手すり、スイッチ等の共用部分は、可能な限り触れる回数を減らす。

・研修室等の使用後は室内にある消毒用のチェックシートを見ながら、消毒作業を行う。消毒後は、チェックシートを事務室まで提出する（連続して使用する場合は最後の使用後で良い）。

・研修室等での飲食を伴う懇親会等は実施しないこと。

⑦退所時

□　利用団体には下記の依頼を行う。

・枕カバーおよびシーツは部屋ごとに 1 枚のシーツにまとめ、返却室へ運ぶ。　・使用済みの寝具は、所の除菌消臭剤を貸し出し、利用団体に消毒してもらった上で押入れにしまってもらう。

・部屋点検時は、団体代表者 1～2 名程度が残り、その他の利用者は宿泊室から移動する。

□　部屋点検後の宿泊室の対応

・宿泊室は使用後３日間、他団体を割り当てない。ただし、利用団体が多い場合はこの限りではない。

・各宿泊室のロスナイ換気扇は、常時ＯＮにしておく。

⑧消毒について

・利用団体使用後の研修室等は、利用団体からの清掃チェックリスト提出後、次の利用団体が使用するまでの間に消毒を行う。なお、17:00～翌朝 8:30 までの利用場所については、翌日に消毒作業を行う。

・利用団体が入所した日については、施設利用状況を確認し、共用部分（トイレ、手すり等）の消毒を行う。

※詳しい消毒実施場所は別紙 1「消毒実施場所」を参照すること。

⑨体調不良者が発生した場合

・発熱等の体調不良者は別紙 2「新型コロナウイルス感染拡大防止対応（利用者用）」に従って対応を行う。

・体調不良による退所者があった場合、別紙 3「体調不良者の退所報告」を作成の上、本部総務企画課へ報告する。

⑩その他

【つどい】

当面、実施しない。

【代表者打合せ】

原則行わない。事業推進係が指定した食事や入浴の時間を受付時、利用団体に紙面で知らせるとともに、事務室前のホワイトボード等に貼りだす。

【事務室・休養室】

利用者は原則入らずに事務室前で対応を行う。

【コインロッカー】

養生テープが貼っていない箇所のみ、使用可とする。

【公衆電話・内線電話】

マスクを着用の上、使用可。使用後は、手洗い・うがい・手指消毒をする。

【所バスの利用】

・３密を避けるため、利用団体には基本的に半数（14 名）の乗車を依頼し、それ以上の人数となる場合は利用団体が了承の上で利用を行う。

・所バス運行時には手指用の消毒液を持参し、乗車前に消毒を行った上で乗車させる。

・所バス利用後は、車内の消毒及び換気を行う。

（２）活動プログラムの対応

活動プログラム中の共通事項として、利用団体に下記の対応を依頼する。活動プログラムごとの利用団体への依頼事項は項目ごとに別途記載のとおり。

・活動中は十分な距離を確保するとともに、定期的な換気（1 時間に 1 回程度）を行う。

・熱中症対策として、十分な距離が離れている場合はマスクを外してもよい。

・活動前の健康チェックや活動後の手洗い・うがい・洗顔等を徹底する。

・昼食等、飲食する場合は、距離をとって対面を避け、会話を控えめにする。

・貸出物品は消毒の上、返却を行う。

【屋外】

① 登山・ハイキング・ウォークラリー・オリエンテーリング等

・活動中に唾や痰は極力はかない。

② 沢活動

・列を組んで歩く際、前後の間隔を十分取る。また、長蛇になる場合は、並列に並ぶ等、短くなるように工夫する。

・ライフジャケット・ヘルメット等使用後は、十分に洗浄して乾かす。

③ 野外炊飯

・食品を扱うため、活動中は特にこまめな手洗い・うがい・洗顔・手指消毒をする。

・野外炊事用具は実習前後に洗剤でしっかり洗う。

・野外炊飯で使用する箸・皿・お椀等の食器類は利用団体が持参した食器を使用しても良い。

□ 職員は適宜、野外炊事用具の煮沸消毒をする。

④ キャンプファイヤー・キャンドルサービス

・ダンスやスタンツなど活動中は、十分な距離を確保する。

３．勤務時の対応

（１）日々の健康管理等について

職員は、別紙 4「新しい生活様式の実践例」を参考に、新型コロナウイルスの感染防止に努めるとともに、少しでも体調が良くないと感じる場合は、無理せずに出勤せずに休むようにする。また、出勤時、健康確認票（共有フォルダ内のエクセルファイル）に毎朝・毎夕の体温と風邪症状等の有無について記録を行う。

係長は、提出された職員の健康状態を確認し、体調不良と思われる職員がいた場合は帰宅または病院の受診を促す。

（２）勤務体制について

新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置により事業の中止や受入れの停止となった場合、職員全員が濃厚接触者となることを防ぐため、当面の間、事業推進係、企画指導専門職、総務・管理係の 3 グループに分け、各グループの 1 名は公休または事務室外での勤務を行う。事務室外での勤務者は事務室への立ち入りは必要最低限とし、利用者とは接触しないよう勤務を行う。

（３）体調不良時の対応について

風邪症状等の体調不良となった場合は、8 時 30 分までに事務室へ連絡し、休む旨を伝える。連絡を受けた職員は総務担当・次長・所長へ報告を行う。また、病院等へ受診した場合は受信後の診断結果を事務室へ連絡し、休暇中は毎朝 8 時 30 分～9 時頃に健康状態を報告し、指示があるまで出勤はしないこと。

なお、休暇中にコロナウイルス感染が疑われることとなった場合は、（４）の対応となる。

（４）コロナウイルス感染時の対応

【コロナウイルス感染が疑われる職員の対応】

コロナウイルス感染が疑われる職員（濃厚接触者の場合や同居する家族の学校または職場で感染者が発生し、濃厚接触の疑いがある場合を含む）はかかりつけ医または受診・相談センターへ連絡し指示に従うと共に、事務室または上席に連絡を行う。連絡を受けた職員は所長・次長・係長へ連絡を行う。

診断結果を受けてコロナウイルス感染者（以下、罹患者）または濃厚接触者ではない場合は（３）の対応を行う。本人または同居する家族が罹患者または濃厚接触者と診断された場合は、職員はその旨を事務室まで報告し、その後は医師等の指示に従い、復帰の診断が行われるまで就業禁止とし、毎朝健康状態を事務室まで報告する。

【事務室内での対応】

①総務・管理係は罹患者または濃厚接触者の勤務状況及び利用団体との接触状況等の行動歴の確認を行うと共に機構本部への連絡対応を整理する。事業推進係、企画指導専門職は入所中の利用団体に所内で罹患者または濃厚接触者が出た旨の説明を行うと共に退所の準備を進めるよう依頼する。次長は保健所に所内で罹患者または濃厚接触者が発生した旨を報告する。

②行動歴を元に、濃厚接触者と判断される職員は自宅待機し、その後は保健所の指示に従う。出勤できる職員は、保健所の指示に従い、消毒作業や今後の利用団体への受入中止の連絡及びホームページ等への掲載、機構本部への連絡対応を行う。

（別紙１）

○消毒実施場所

・推進係にて利用者(日帰り及び宿泊)の動線を確認し、消毒実施日前日までに割り振り。(実施時間　15:00～)

・１回目の消毒は清掃員にて前日の動線を鑑み、適宜実施（赤色箇所）するため、２回目の消毒は8：30～15：00までの施設利用状況・動線を確認し、割り振りすること。ただし、オレンジ箇所（エレベーター、シーツ返却室及びリネン室）については職員のみで実施（清掃員は実施しないため注意）のため、前日・当日の動線を鑑み、割り振りすること。

・研修室、多目的室、コミュニケーションルーム、セミナー室、自然観察室、ビューラウンジ、ラウンジ、ミーティングルーム、講堂の使用終了が夜に係り、翌日午前中に利用予定がある場合は、利用団体が入る前までに消毒を実施するよう割り振ること。なお、体育館、総合研修館、武道館、グラウンド（トイレ）については、清掃員にて１回目の消毒を適宜実施するため、前日の使用終了が夜に係ったとしても職員の清掃チェックリスト確認（消毒）は不要とする。

・8:30～15：00までの間に清掃チェックリストの提出がある箇所は、消毒箇所に含めないこと。（※清掃チェックリストの提出時に職員にて都度消毒を実施するため。）

・キャンプ場は野炊点検・退所点検時にトイレ・野炊場の消毒を実施すること。

・赤枠=清掃員及び職員　オレンジ枠=職員のみで実施(当日利用者がいなくても、前日利用者がいれば動線を鑑み、要消毒)

○消毒箇所

・テーブル、イス、電話、ドアノブ、スイッチ、蛇口、洗面台、手すり、エレベーターボタン、自動販売機(トイレ含む)、その他適時。

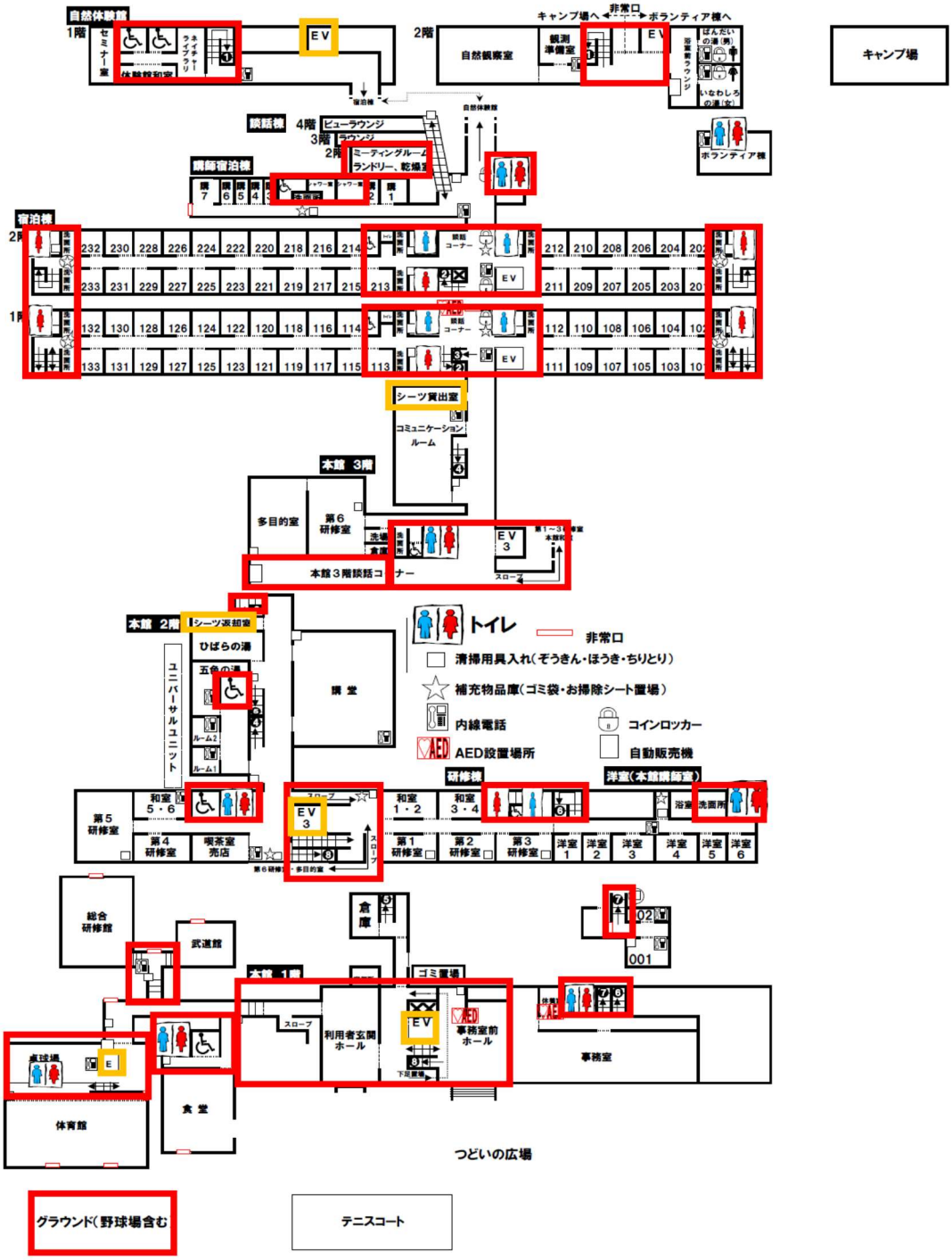

（別紙２）

国立磐梯青少年交流の家　新型コロナウイルス感染症に対応した受入れについて（第７改訂版）

令和３年５月１０日改訂
国立磐梯青少年交流の家

国立磐梯青少年交流の家では、新型コロナウイルス感染防止対策として下記の対応を行います。ご利用のみなさまにおかれましては、当所の対応についてご理解の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

１．利用申込・利用まで

□　本文書をご理解の上、お申し込みください。（了承いただければ通常通り受付を行います。）また、お申し込みの際は、利用日前日の 13:00 までに別紙１の施設利用同意書を国立磐梯青少年交流の家まで送付してください。

□　次に該当する方はご利用を遠慮していただきます。

○37.5℃以上または平熱比＋１℃以上の発熱、息苦しさや強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状、その他体調が優れない場合

○ご利用初日から起算して 14 日以内に感染が引き続き拡大している国、地域へ訪問したことがある場合

○ご利用初日から起算して 14 日以内に新型コロナウイルス感染症による臨時休校や学級・学年閉鎖等、職場等の休業や閉鎖があった場合

○所在地また居住地が、緊急事態宣言の発出、またはまん延防止等措置が実施されている場合

□　高齢者や持病のある方など、感染した場合に重症化リスクの高い方の施設利用は、事前にご相談ください。

□　マスク・体温計・コップ・消毒液・除菌作業用具は、利用団体でご準備お願いします。

□　医療機関等へ受診の際に対応できる緊急車両のご用意をお願いします。（当所の車両は貸し出しできません。）

２．利用期間中

□　所内では、常にマスクの着用をお願いします。ただし、２歳未満のマスク着用はこの限りではありません。

□　利用者が密集することを避けるため、研修室及び宿泊室は、原則として定員の半数程度の利用とします。

□　入所時に職員による検温および健康チェックを行います。その際、発熱等のかぜ症状がある場合は、受入をお断りいたしますので、あらかじめご了承願います。

【宿泊のみ】

□　朝・夕べのつどいおよび代表者会議は、当面実施いたしません。

□　朝と夜に全員の検温と健康状態について記録し、報告いただきます。

※　施設利用中の検温と健康状態の把握の報告は、利用団体の代表者の方にお願いします。

※　朝は 8:00 まで、夜は 20:00 までに健康チェック表を事務室までお持ちください。

（健康チェック表は、団体ごとにご準備ください。当所のホームページ掲載の表をダウンロードの上、活用いただいても構いません。）

【活動場面】

□ 所内での活動中は、必ずマスク着用の上、3 密（密閉・密集・密接）を避け、2m（最低でも 1m）の間隔をとるようにしてください。

□ 活動中、1 時間に 1 回 5 分程度の換気、または窓を 2～3cm 程度常時開けておくなど、こまめな換気を行ってください。また、冬季期間は朝・昼・夕に換気に関する放送を入れさせていただきます。

□ 当所において、実施上 3 密を避け難い活動を行う場合は、感染症拡大防止の観点から、必ず事前にご相談ください。

□ 熱中症予防のため、運動中や屋外で十分な距離（2m以上）が確保できる場合はマスクを外してください。また、マスク着用時は、負荷のかかる作業や運動を避けてください。

□ 屋外から屋内への移動時など、あらゆる場面で手洗い、うがい、洗顔、手指消毒等を行ってください。

□ 活動プログラムの共用物品及び蛇口やドアノブ、手すり、スイッチ等の共用部分は、可能な限り触れる回数を減らすとともに、接触後の手洗い、消毒作業をご協力ください。

□ 研修室等の使用後は、除菌作業のご協力をお願いします。また、職員が点検を行いますので、研修室備え付けのチェック表を事務室までお持ちください。

【生活場面】

□ 食事時間、入浴時間、入浴場所は指定させていただきます。それに伴い、活動時間を変更していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

□ 食事時間は可能な限り 3 密を避け、混雑しないよう調整します。食堂の 1 回の利用を原則最大 120 人程度とし、およそ 40 分間（間 10 分を含む）ローテーションの完全入れ替え制を原則とします。また、状況によっては複数団体で同じ時間にご利用いただく場合もあります。

□ 食事は、あらかじめ盛り付けられた食事の提供となります。ただし、利用者が多い場合は、ビュッフェ形式の提供になる場合があります。その他アレルギー等については、これまで通り対応します。

□ 食堂では、食べるとき以外はマスクを着用し、会話を控えて素早く食事を済ませてください。食事終了後は、終了した方（または班）から、速やかに退出してください。

□ 入浴の際、脱衣所においては可能な限りマスクを着用してください。また、入浴時は会話を控え、すばやく済ませてください。

□ 利用団体の全員の入浴終了後、使用した脱衣所の除菌作業のご協力をお願いします。

【退所時】

□ 枕カバーおよびシーツは、部屋ごとに一枚のシーツにまとめ、シーツ返却室へ運んでください。

□ 部屋点検前に、部屋の整理整頓および消毒を済ませておいてください（整理整頓、消毒の方法は宿泊室内に掲示しております）。

□ 部屋点検時は、団体代表者 1 ～ 2 名程度残り、職員の点検を受けてください。その他の方は、速やかに宿泊室から移動していただきます。

3. 利用中にかぜ症状等が見られた場合の対応について

□ 携帯電話等で速やかに事務室に症状をお伝えいただき、職員の指示に従ってください。

□ 他利用者への接触を防ぐため、体調不良者および一緒に活動していた方は、活動を一旦中止の上、指定の部屋で待機いただきます。

□ 利用団体から体調不良者の保護者等にご連絡いただき、速やかに医療機関へ搬送または帰宅をお願いします。また、医療機関受診後、診断結果を当所までご連絡くださいますようお願いします。なお、体調不良者が出た利用団体には退所していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. その他

□ 利用終了後 14 日間の期間に、利用された方が「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は必ずご連絡ください。

□ 所内各所を消毒しておりますので、皮膚等のアレルギーをお持ちの方はご注意ください。

□ 所内はすべて下足厳禁のため、上履きは必ず持参してください。

□ 飲食を伴う親睦会等の実施は、当面の間ご遠慮願います。

□ 当所の職員は、毎朝検温の上、体調を確認してから出勤しております。また、マスク着用で利用者への対応をさせていただきます。

□ 所内で新型コロナウイルス感染が確認された場合、利用中の方々には退所いただく場合がございます。その際は、当面施設の受入れを中止させていただきます。

□ 当所では厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」のインストールを推奨しています。可能な限りご協力をお願いします。

□ 今後の状況変化に伴い、本文書の内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

当所の対応に関するご質問がございましたら、下記の方法でご連絡ください。（受付時間 8：30～17：00）
TEL： 0242-62-2530(代表)　FAX： 0242-62-2532　Mail： bandai@niye.go.jp

「新型コロナウイルス感染症に対応した受入れについて」にご理解いただきましたら、利用日前日の１３：００までに別紙１の「施設利用同意書」を Fax またはメールで当交流の家まで送付してください。

施設利用同意書

「新型コロナウイルス感染症に対応した受入れについて」の内容に同意しました。

令和　　年　　月　　日

団　体　名　：

代表者名

国立磐梯青少年交流の家

Fax　：０２４２－６２－２５３２

Mail：bandai@niye.go.jp

（別紙３）

総務企画課　御中

国立磐梯青少年交流の家

体調不良者の退所報告

発信者：

事案発生日	令和　　年　　月　　日（　　）　　：	
体調不良者について	氏名（ふりがな）	
	性別	
	年齢（学年）	
	退所日	
当該団体または教育事業について	人数	
	利用期間	
施設の対応状況（時系列で記載）		

（別紙４）

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
□地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底
□こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）　□身体的距離の確保
□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
□ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
　もしくは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

□接触確認アプリの活用を
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□ オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

令和 2 年 6 月 22 日作成
令和 3 年 10 月 1 日一部改訂

新型コロナウイルス感染症予防マニュアル

－国立淡路青少年交流の家－

第１章　新型コロナウイルス感染症について……1
１．新型コロナウイルスの基礎知識……1
２．新型コロナウイルスの感染状況……2
３．機構本部からの通知等及び当施設の受入れ状況……4
第２章　基本的な感染防止対策（利用者・施設職員等に共通）……5
１．social - distance の確保、手洗い、咳エチケット……5
２．三つの密の回避……6
３．健康状態の確認……7
第３章　当施設における具体的な感染防止対策……8
１．職員の衛生管理……8
２．施設内における具体的対策（消毒・換気を除く）……8
第４章　施設職員等が行う消毒・換気について……11
第５章　利用団体が行う感染防止対策……14
１．利用団体が行う消毒……14
２．利用団体構成員の体調管理……15
３．当所での活動、生活における留意点……15
第６章　活動プログラムにおける感染防止対策……16
１．カッター研修……16
２．その他の屋外活動……16
３．屋内活動……16
第７章　教育事業における感染防止対策……17
１．実施の判断……17
２．企画上の留意点……17
３．法人ボランティアにおける対応……19
第８章　体調不良者（感染疑義者）発生時の対応……17
１．体調不良者の把握……20
２．対応の流れ……20
３．感染拡大の防止……20
４．関係機関等との連携、情報共有……20
参　考……21

第１章　新型コロナウイルス感染症について

１．新型コロナウイルスの基礎知識

（１）新型コロナウイルスの特徴

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつである。ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず、物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまう。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間程度感染する力をもつと言われている。

一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされており、発症前 2 日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとも言われている。世界保健機関によると、潜伏期間は 1～14 日となっており、厚生労働省では濃厚接触者について 14 日間にわたり健康状態を観察することとしている。

新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が 1 週間前後持続することが多く、強いだるさや強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多い。また、罹患しても約 8 割は軽症で経過し、感染者の 8 割は人への感染はないと報告されている。重症度として、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。

飛沫感染：	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染すること。
接触感染：	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言う。WHO は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどとしている。

参考：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

（２）新型コロナウイルスへの基本的な対処

感染症を防ぐには、感染症成立の三大要因である感染源の排除、感染経路の遮断、抵抗力の向上への対策が重要である。新型コロナウイルスは飛沫感染、接触感染と言われており、後述する「人と人との距離（social - distance）の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策の他、「三つの密（密閉 - 密集 - 密接）」を徹底的に避けること、そして十分な睡眠などで健康管理をしっかりすることが重要である。また、厚生労働省が公表している「新しい生活様式」「人との接触を 8 割減らす、10 のポイント」、兵庫県が公表している「ひょうごスタイル」を実践し、自分自身が感染しない

ことはもちろんのこと、他人に感染させないように徹底することが必要である。

参考：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年５月 21 日変更）
新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（令和２年５月 26 日）

２．新型コロナウイルスの感染状況

（１）日本全体における感染状況

令和２年１月 15 日に最初の国内での新型コロナウイルス感染者が確認された後、令和２年６月２日現在、感染者は 16,930 例、死亡者は 894 人となった。また、入院治療等を要する者は 1,378 人、退院又は療養解除となった者は 14,650 人となった。

国における動きとして、令和２年３月２日から全国の学校で一斉臨時休業行われた。その後、令和２年４月７日には、兵庫県を含む一都一府五県に緊急事態宣言が発出され、当所が設置される兵庫県においては令和２年５月 21 日まで延長された。緊急事態宣言下においては、外出の自粛、出勤者の７割削減、一部施設や店舗の使用制限、イベントの自粛等の要請が行われた。令和２年５月 25 日に全ての都道府県における緊急事態宣言が解除されたが、その後も感染状況の継続的な監視や、変化に応じた迅速かつ適切な感染拡大防止の取組を実施することとなっている。

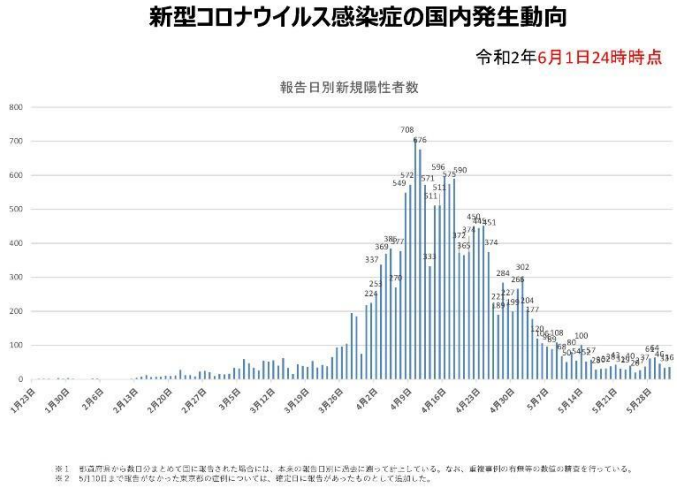

参考：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年５月 21 日変更）

（２）兵庫県における感染状況

兵庫県内では、令和２年３月１日に初めての感染者が確認され、当初は介護施設、医療機関などでクラスター（患者間での関連が認められた集団）が発生し、感染が拡大した。３月下旬からは感染経路不明の感染者が増加し、４月 11 日には一日あたりの感染者数が最多となる 42 人となった。緊急事態宣言発出後は、外出自粛の他、事業者への休業要請、近隣府県との往来自粛の呼びかけ等が行われ、新規感染者は減少に転じ、５ 月 16 日以降は新規感染者０名が続いている。

なお、臨時休業となっていた公立学校については、５ 月 18 日以降登校可能日を設定できるようになり、６月１日からは各市町教育委員会の判断により順次臨時休業を解除し、教育活動を再開することとなっている。

なお、当施設が立地している南あわじ市内での感染者は確認されていない。

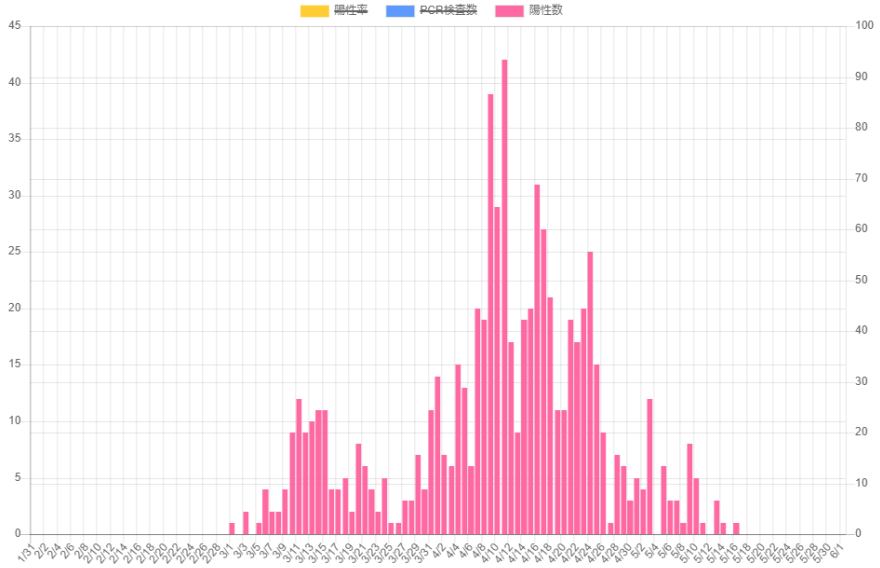

６月１日現在、兵庫県では、６月 18 日までは首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動自粛、「ひょうごスタイル（新しい生活様式）」の推進、イベントの開催は屋内 100 人以下かつ定員の半分以下の参加人数、屋外 200 人以下かつ人との距離を十分確保することとなっている。

参考：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（令和２年５月 26 日）
兵庫県の新型コロナウイルス感染症対策の状況と今後の取組（令和２年５月 21 日）

３．機構本部からの通知等及び当施設の受入れ状況

理事長より発出された令和２年２月27日付け事務連絡により、令和２年３月15日まで全施設において利用者の受入れ停止及び主催事業を中止することとなった。通知が届いた２月27日時点で当所を利用中の団体は、予定していた活動計画の通り３月１日に退所し、その後宿泊利用及び日帰り利用ともに受入れ停止となった。

その後、令和２年３月12日付け事務連絡により同受入れ停止期間を令和２年３月24日まで延長するよう指示があり、令和２年３月21日付け事務連絡により当所の利用再開日は令和２年４月１日と指定があった。

当所においては、４月３日の日帰り団体から利用を再開したものの、その後、政府による緊急事態宣言を受け、令和２年４月８日から５月６日までの受入れ再停止及び３つの密を防ぐため８月31日までの新規利用団体の受入れを停止した。

さらに、施設改修に伴い年内の宿泊利用は受入れ停止とし、最終的に５月21日に兵庫県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、５月23日から日帰り利用のみ受入れを再開した。なお、キッズスペースに関しては、当面の間利用を見合わせている。（別紙１）

参考：機構本部新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和２年５月29日）

第２章　基本的な感染防止対策（利用者・施設職員等に共通）

１．social - distance の確保、手洗い、咳エチケット

（１）social - distance の確保

「新しい生活様式」では、人との距離を 2m程度（最低 1m）空けることが推奨されている。スポーツ等の実施においても、ジョギングなどは少人数での実施、公園は空いた時間を選ぶなど、できる限りの身体的距離を確保することが基本の感染対策とされている。その他、会話をする際は、可能な限り真正面を避けることとされている。

また、文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、地域の感染レベル１とされた場合には、身体的距離 1m を目安に学級内で最大限の間隔を取ることとされている。

ハーバード大学の調査によると、ウイルスの感染力は、社会的距離政策（Social Distance）により 60%減少すると予測されている。

（２）手洗い

手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染することがあり、手洗いは接触感染を予防するのに効果がある。屋外から屋内に入る時やトイレ使用後、食事の前後など、こまめに手を洗うことが重要である。手洗いは流水と石けんを使用し、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首等を 30 秒程度かけて丁寧に洗う必要がある。また、洗い終わった後には、清潔なハンカチやタオルを用い、しっかり乾かすことが重要である。

なお、アルコール消毒液等は補助的に用いられるものであり、基本的には手洗いを行うことが望ましい。

（３）咳エチケット

マスクを着用する、マスクが無い場合はティッシュやハンカチ、とっさの場合は袖で口や鼻を覆う咳エチケットにより、感染者の咳やくしゃみなどのウイルスから他者が飛沫感染することを防ぐことができる。マスクは鼻から顎までを覆い、隙間がないようにつける必要がある。

なお、夏季の気温、湿度が高い中でのマスク着用は熱中症のリスクになると考えられる。屋外で人と十分な距離（少なくとも 2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずしても良いとされている。また、マスク着用時は負荷のかかる作業や運動を避け、十分な距離を保った状態で適宜マスクを外して休憩することが推奨されている。

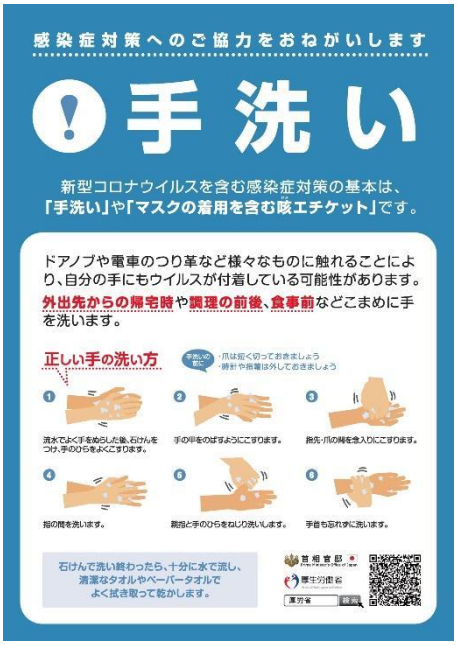

参考：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）
保育所における感染症ガイドライン（2018 改訂版）

2．三つの密の回避

換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の 3 つの密が同時に重なった場合、クラスターの発生リスクが高いと言われており、可能な限り三つの密が重なることを避けることが重要である。なお、三つの密が重ならない場合でも、感染リスクを低減させるため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。

（1）密閉空間

密閉された空間を防ぐため、換気を行う必要がある。換気を行う場合は、1 回につき数分間、2 方向の窓を全開にし、30 分間につき 1 回以上の換気回数を確保することが望ましいとされている。また、扇風機や換気扇等を併用することでさらに効果が高まる。

なお、家庭用エアコンについては、空気を循環させるだけで室内と外気の入れ替わりがないため、換気を行う必要がある。

（２）密集場所

１．（１）に記載の通り、2m程度の距離を確保することが重要である。例えば、トイレの使用等で並んでいる時など、前の人に近づきすぎないように注意が必要である。また、食事など座席に座る際は、隣の人と一つ飛ばしで座ったり、真向かいに座らず互い違いに座ったりなどの工夫が考えられる。エレベーター等の狭い空間では密集しがちであるため、定員を減らす等の工夫が必要である。

（３）密接場面

密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちである。屋外であっても、人混みに近づいたり、大きな声で話しかけたりすることは避けたほうがよい。できる限り会話や発声を伴わないこと理想であるが、どうしてもそのような場面が生じることから、基本的にはマスクを着用することが望ましい。

参考：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）
保育所における感染症ガイドライン（2018 改訂版）

３．健康状態の確認

新型コロナウイルスを防ぐためには、健康な身体を保ち、身体機能を高めていくことが大切である。上述している手洗いの他、バランスのとれた食事や十分な睡眠や休息、適度な運動等、基本的な生活習慣を身に付け、毎日を過ごすことが免疫力を高めることにつながっていく。

参考：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）
保育所における感染症ガイドライン（2018 改訂版）

第３章　当施設における具体的な感染防止対策

１．職員の衛生管理

（１）健康状態の確認

- 職員は、起床時及び勤務開始時に検温後、健康確認表（職員）（別紙２）に記録し、日々の健康状態を把握する。なお、健康確認表（職員）は、個人で保管しておく。
- 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5 度以上の発熱、平熱比＋1 度以上の発熱、咳、痰、のどの痛み、嗅覚・味覚の低下、その他体調が優れない場合は仕事を休み、必要に応じて医療機関等を受診する。
- 体調不良により医療機関等を受診した場合は、診察結果を次長へ報告する。

（２）業務時間中の実施事項

- マスク着用を基本とする。ただし、熱中症のリスクが高い場合、その他着用することで明らかに業務や生活に支障が出る場合等は除く。
- 勤務開始時、食事の前後は手洗いを徹底する。その他、第 2 章１．（２）に準じて、必要に応じ適宜手洗いを実施する。
- 体調不良者発生時の対応にあたる職員は、フェイスガードを着用する。（第 8 章参照）

（３）職員及びその家族に感染が疑われる場合

- ただちに仕事を休み、帰国者・接触者相談センター（淡路島内の場合は洲本健康福祉事務所）へ相談する。また、感染が確定した場合には、保健所等の聞き取りに積極的に協力し、必要な情報を全て提供すること。また、職務への復帰は、担当医師から了承を得た日以後とし、復帰日については所長が判断する。
- 感染者（感染疑義者）の人権に配慮し、ＳＮＳの利用や日常生活における会話等により、外部に特定されるような情報を漏えいすることがないよう十分留意する。

２．施設内における具体的対策（消毒・換気を除く）

施設内の以下の場所において対策を講じる。なお、平常時と同様の清掃は委託業者が継続して実施しており、施設職員が行う消毒・換気については後述の第４章１．に記載する。

（１）事務室

- 利用者に応対する受付テーブルに、ビニールカーテンを設置する。

（２）宿泊棟（宿泊室）

- 各フロアにアルコール消毒液を一つ配置する。（別紙３）
- 利用者の密集を避けるため、現時点における年内の宿泊利用申込みを中止している。8 月 1 日より申込みを再開することとし、予約可能日は 10 月 19 日以降、受入人数最大 115 人（対外案内は 110 人）とする。
- 可能な限り、通常施設利用時の 2 倍の部屋数の割当てを行う。
- トイレの個室内に、「蓋を閉めて流す」旨の資料を掲示する。（別紙４）
- 利用者におけるトイレの清掃は中止とする。

（３）研修室等

- 机、イスが設置している研修室においては、通常のイスの配置を見直し、人と人との距離が約 1 m 以上確保できるようにする。（一つの長机に二つのイスを配置）

（４）食堂

- 食堂の利用時間枠を、現在の 3 枠から 4 枠へ変更する。
- 座席の配置を変更し、同時間枠に利用できるのは最大 70 名、2 団体までとする。（別紙５）
- バイキング形式を中止し、配膳形式とする。基本的には食堂職員が個別に盛り付けを行うが、ご飯、飲み物は団体引率者が取り分ける。
- おかわりは、ご飯、飲み物（引率者対応）、汁物（食堂職員対応）のみとする。
- メニューが変更になるため、施設 HP にはメニュー表を掲載しない。利用者からの問合せについては、食堂職員が対応する。
- おかず受取場所にビニールカーテンを設置する。
- 食堂入口の電子看板に、食堂利用時における留意事項を掲載する。
- 食堂入口、食器返却場所に並ぶ際の立ち位置を表示し、人と人との一定の距離を保つよう工夫する。

（５）浴室

- 入浴時間枠を、通常の 6 枠から 7 枠へ変更する。
- 可能な限り、団体の重なりが無いよう入浴時間の調整を行う。
- ドライヤーは、当面の間取り外す。
- 脱衣かごは撤去する。
- 浴室入口にアルコール消毒液を設置し、同消毒液を使用後に浴室を利用いただくよう徹底する。

（6）談話室

・ キッズスペースについては、当面の間利用中止とする。
・ キッズスペース入口全面にネットを張り、利用中止であることが一目で分かるようにする。
・ キッズスペース外にある談話室設置の玩具、遊具、本は利用不可とし、キッズスペース内に移動する。

（7）講師室

・ 講師棟入口に、アルコール消毒液を設置する。
・ 利用者が使用した部屋は、次の利用者が入るまでに 3 日間のインターバルを設ける。（新型コロナウイルスが 72 時間で死滅するという想定のため。）
・ スリッパは貸出不可とし、必要に応じ利用者が持参する。

（8）医務室

・ 傷病者のみ利用可能とし、体調不良者等の利用は不可とする。

（9）その他

・ 消毒作業後のごみや紙マスク等、ウイルスが付着している可能性があるごみを捨てるペダル式ゴミ箱を、桜棟入口付近に設置する。
・ 朝、夕べのつどいは当面の間中止する。
・ 代表者会議は原則実施しないこととするが、雨天等により夜間及び翌日の調整プログラムを再調整する必要がある場合は、該当団体のみを招集する。その際は、事務室前ロビーにて十分な距離を確保した上で実施する。
・ 洋式トイレの便座用消毒液を、館内の全ての洋式トイレに設置する。

第４章　施設職員等が行う消毒・換気について

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年５月４日）の中で、各業種に共通する留意点として、第２章１．及び２．以外に、「施設の消毒」「入口及び施設内の手指の消毒設備の設置」が挙げられている。接触感染の予防のため、通常の清掃後に不特定多数が触れる環境表面を清拭消毒することは重要であり、以下その具体的な方法を記載する。その内、活動プログラムにおける消毒・換気に関する対応については、第 6 章に記載する。なお、手が触れることがない床や壁は通常清掃で良いとされている。

（１）基本の消毒方法

- 0.05％に希釈した次亜塩素酸ナトリウム液（水道水 500ml に塩素系漂白剤 5ml）（以下、消毒液という。）を使用する。消毒液の長時間にわたる作り置きは有効性が低下するため、宿直者が 8:30 までに作成し、暗所保管する。（宿直が無い場合は、事業推進係非常勤職員が朝礼後に作成する。）
- 消毒液と紙（主にペーパータオル）を用い、清拭消毒を行う。
- 消毒実施の際は、ゴーグル、マスク、家庭用手袋（主にビニール手袋）を着用し、換気して行う。
- 消毒後に出たごみについては、ビニール袋に入れ密閉して縛り、ゴミ捨て場の専用ごみ箱に廃棄する。
- 全ての対応を行った後は、丁寧に手洗いを行う。

（２）基本の換気方法

- 可能な限り、常時 2 方向以上の窓を同時に開けて行う。
- 常時の換気が難しい場合は、30 分に 1 回以上、数分間程度窓を全開にする。
- 換気扇がある部屋は、常時作動した状態にしておく。

（３）宿泊棟及び談話室の対応

宿直者が割振った翌日の退所点検担当者が、同フロアまたは談話室の消毒・換気を行う。なお、宿直者は、宿泊利用者がおらず宿直を実施しない場合にも、同様に消毒・換気のための割振りを行うこととする。

担当になった者は、ゴーグル、マスク、ビニール手袋を着用し、以下の箇所の消毒及び天候上可能な範囲の換気を行う。なお、同日に宿泊利用者がいないフロアについては、同担当者が 15 時以降に窓を閉める。

団体が利用しているフロアについては、洗面所、トイレの消毒のみを実施し、必要に応じ利用団体が宿泊室内及びその周辺の消毒を実施する。

□宿泊棟の消毒箇所

・ ドアノブ（宿泊室、トイレ）、スイッチ（宿泊室、廊下）、エアコンのリモコン、窓の鍵及び窓枠（宿泊室、廊下）、蛇口（トイレ・洗面所）、内線電話、手摺り（階段）、エレベーターのボタン、清掃用具、その他トイレ関係（個室の取っ手、レバー、ペーパーホルダー、身障者用補助器具）

□談話室の消毒箇所

・ ドアノブ、テーブル、イス（座面及び背面）、自動販売機のボタン、内線電話、清掃用具

（４）研修室等、浴室、屋内の共用スペース等の対応

前日の宿直者（宿直実施の有無に関わらない）及びつどい担当者の 2 名で行うこととする。なお、出勤者が多く、人員に余裕がある場合は担当者を増やすことも可能とする。

朝の打合せ終了後、「宿直者、つどい担当者用消毒（換気）箇所一覧」（別紙６）に則り、以下の箇所の消毒及び天候上可能な範囲の換気を行う。既に利用者が使用している研修室等については、利用者から消毒不要と話があった場合は省略することができる。

なお、夜間の使用予定が無い研修室等については、17 時を目途に同担当者が窓を閉める。夜間利用する活動場所については、利用終了後に利用者が窓を閉め、翌朝職員が同部屋の窓を開ける。（宿直対応の際は翌朝 6:30、宿直無しの場合は本章（3）のとおり）

□屋内の研修室、講堂、体育館、工芸教室（艇庫、野外炊飯場は、第 6 章に掲載）

・ ドアノブ、スイッチ、窓の鍵及び窓枠、内線電話、清掃用具、機器類のスイッチ（講堂、体育館）、エアコンのリモコン

□その他、屋内の共用スペース

・ 手摺り（全ての階段）スイッチ（廊下）、窓の鍵及び窓枠、清掃用具、テーブル（ロビー）、イス（ロビー、浴室棟）エレベーターのボタン、公衆電話、ロッカー式冷蔵庫、ロッカー、湯茶給湯所

□浴室棟

・ ドアノブ、蛇口、手摺り、机、イス

□事務室周辺

・ 打合せテーブル（4 か所）、同イス、ドアノブ、ipad、給湯室、ボランティアルーム、保健室、宿直室、情報公開室

（5）食堂の対応

食堂における消毒・換気については、食堂職員が中心となり実施するものとし、必要に応じ施設職員が協力するものとする。

□常時実施すること

・ 入口出口、窓の開放による換気は、食事への虫の混入の恐れがあるため実施しない。
・ 朝食、昼食、夕食開始前に、食堂職員が机をアルコール消毒する。
・ 利用者が使用するアルコール消毒液を 2 箇所設置する。（食堂職員対応）

□団体の入れ替わり時に実施すること

・ 給湯器のボタンの消毒
・ ピッチャー（牛乳）の取っ手部分の消毒
・ しゃもじ交換
・ 炊飯ジャー取っ手

（6）公用車

所バスは乗車定員を通常の 28 名から 15 名に減らし、利用者同士の距離を 1 m 以上保った状態で着席し、原則窓を開け運行する。また、運行終了後に、運転した者は以下について消毒を行う。

□ヘッドレスト、ひじ掛け、背もたれ、座面、ハンドル、カーテン

（7）事務室

事務室内の消毒について、基本的に個々人が自分の身の回りのものについて毎日消毒を行う。

□個々人で消毒する箇所

・ 机、イス、電話、キーボード、PC のマウス

（8）貸出物品

・ 「貸出物品一覧」（別紙 7）のとおり対応する。

第５章　利用団体が行う感染防止対策

１．利用団体が行う消毒

職員の責任の下に施設内を消毒することが原則であるが、複数団体が混在する当施設の利用環境や体験活動を中心とする当施設の活動プログラムの特性を鑑みると、必ずしも職員による消毒だけで十分とは言い難い状況がある。

そこで、各利用団体がお互いに安心して施設を利用することができるよう、適宜利用箇所や使用物品等の消毒を利用団体へお願いする。

なお、活動プログラムの実施に係る消毒対応については、第６章に記載する。

（１）消毒セットの貸出

利用団体には、消毒セットを事務室にて貸出すこととする。研修室等屋内施設で活動を実施した際は、本消毒セットを用い、活動終了後の清掃と併せて同部屋の消毒を依頼する。また、それ以外の場面でも、各団体の希望があれば貸出しを行う。（別紙８）

消毒の方法については、第４章（１）に準じて行うよう依頼する。

（２）宿泊棟（宿泊室）の消毒

・ 利用期間中の利用フロア（宿泊室含む）に関する消毒は、利用団体が必要に応じ実施する。

（３）研修室等の消毒

・ 活動終了後、消毒セットを使用し消毒する。消毒箇所は以下の通り。

□机、イス（座面及び背面）、ドアノブ、スイッチ、窓の鍵及び窓枠、内線電話、清掃用具、機器類のスイッチ、エアコンのリモコン

（４）食堂

・ 食事終了後、使用した机を引率者が消毒する。

（５）浴室

・ 対応事項無し。

２．利用団体構成員の体調管理

入所時から退所までの利用団体構成員の体調管理については、各団体の引率者に検温や健康観察など、必要な対応を依頼する。検温や健康観察の結果の報告は求めない。

（１）検温について

- 入所日の朝、利用期間中における就寝前及び起床時に検温を依頼する。
- 検温の結果について、当施設として記録などの依頼は行わない。
- 37.5 度以上の発熱、平熱比＋1 度以上の発熱があった場合は、第 8 章に記載の通り対応を進める。

（２）健康観察について

- 体調が優れない人がいないか、入所時、利用期間中における就寝前及び起床時に確認を行う。体調不良者と思われる団体構成員がいた場合には、第 8 章に記載の通り対応を進める。

３．当所での活動、生活における留意点

第２章に記載している「social - distance の確保」、「手洗い」、「咳エチケット」「三つの密を避ける」ことを十分に意識し、活動及び生活を行うことを徹底させる。また、活動内容及び方法が他団体の安心な環境を損なうと思われる場合には、実施方法について当該団体と十分に確認を行うとともに、利用期間が重なる他団体へ事前に説明し、理解を得る。　Ex.)合唱練習など

※活動プログラムにおける感染防止対策の詳細については、国立淡路青少年交流の家にお問い合わせください。

第６章　活動プログラムにおける感染防止対策

１．カッター研修

２．その他の屋外活動

３．屋内活動

第７章　教育事業における感染防止対策

１．実施の判断

教育事業の実施については、国・地方自治体からの要請、地域の感染状況、県内の青少年教育施設の状況等を鑑み、当機構が定める「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って対策を講じ、参加者および職員（ボランティアも含む）の安全を確保できることを条件に実施することとする。

２．企画上の留意点

教育事業を企画する上で、当機構が定める「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を遵守し、事業の形態に合わせ、参加者および職員（ボランティアも含む）の安全を確保するため、最大限の対策を講じることとする。

特に、当施設で定める「教育事業における新型コロナウイルス感染防止対策」（別紙１０）に記載される以下の①から③について、事業従事者は徹底し、参加者への理解と協力が得られるよう周知する。

①当施設の取組

●職員およびボランティアは体調管理に努め、事業実施までの 14 日間に体調不良（以下の赤枠の症状）がある者は当日事業には参加しない。

症状：強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5 度以上の発熱、平熱+1 度以上の発熱、咳、痰、のどの痛み、嗅覚・味覚の低下、その他体調がすぐれない場合

●職員およびボランティアは不織布マスクを着用して指導し、飛沫感染を予防する。
●教育事業中は、手指消毒用のアルコールを準備する。
●食堂の座席数を減らし、最大で 90 席とし、向かい合うテーブルにはパーテーションを設置する。
●食堂での食事の提供は、盛り付け式で行い、ご飯と汁物は職員が配膳する。
●屋内活動の際は、２ｍ程度のソーシャルディスタンスの確保に努め、活動場所の定期的な換気（１時間に５～10 分程度）を行う。
●トイレや洗面所、スイッチ、手すりなど多くの人が触れる箇所は、毎日消毒を行う。
●野外炊事についてはマスク着用で行い、軍手およびビニール手袋を活用する。
（食器類は今まで同様、使用後に加熱消毒を行う）
●マイクロバスの利用は、座席の間隔をあけて、利用定員を 20 名程度とする。（最大定員 29 名）また、窓は開けたまま運行し、使用後には座席や手すりの消毒を行う。
●テントを使用する際は、定員数に対してゆとりをもって使用する。

●体調不良者が発生した場合は、当機構における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに沿って対応にあたる。

②参加について（参加者もしくは保護者が留意すべき点）

ア．事業参加前日まで

●入所日から 14 日間以内に上記赤枠の症状がある方は参加を控えてもらう。

●参加対象地域を限定することがある。

イ．準備物

●マスク、うがい用のコップ、体温計（持参が難しい場合は相談いただく）、ビニール袋１枚（関西 40 号／２Ｌペットボトル３本が入るサイズ※枕を入れるため）、バスタオル１枚（布団・枕用）を持参してもらう。

ウ．参加当日・受付時

●同居のご家族にコロナウイルスの感染が疑われる方がいる場合は参加をご遠慮願う。

●前ページ赤枠の症状のある方は参加をご遠慮願う。

●マイクロバスに乗車する際は、マスクを着用し、乗車中の会話は控えてもらう。

●当日朝、検温を実施のうえ参加する。受付時にも検温を行う。

●館内に入る際は、入口で手指のアルコール消毒を行ってから入館してもらう。

●（参加費が必要な場合）お釣りのないように、封筒に入れて準備してもらう。

エ．事業中・生活時

●マスクを外して近距離での会話や発声、大声や高唱は避けるようにする。
※主催者も注意して進行する。

●こまめな手洗い・うがい、手指の消毒を徹底する。

●「健康確認票」（別紙１１）を活用し、１日２回（起床時、就寝前）の検温を行い、職員およびボランティアを含めた参加者全員の健康状態を把握する。

●食事をする時以外はマスクを着用し、食事中は極力私語を控える。

●感染症防止のため、トイレのふたを閉めた状態で水を流す。

●前ページ赤枠の症状を感じた場合は直ちに職員に相談する。場合によっては、速やかに帰宅していただく。そのため、送迎を依頼する可能性があるので了承していただく。（参加者が高校生以上の場合、駅までの交通等、帰宅に支障がある場合の支援は行う）

オ．事業終了後

●帰宅後 10 日以内に、新型コロナウイルス感染症と診断、または疑う症状が見られた場合は、当施設へ連絡していただく。また、参加された方々へ情報をお伝えする。

③保護者の方からお子様へ（子ども対象の事業に参加する場合）

●ご家庭で、手洗いやうがいの練習や、咳エチケットについて事前に話していただく。

●具合が悪くなったときは我慢せずに職員に伝えるよう話していただく。お子様の気持ち

に寄りそった対応を行う。

●前ページ赤枠の症状がみられた場合は、速やかに帰宅していただく。そのため、送迎を依頼する可能性があるので、保護者の方（お迎えに来られる方）の氏名、連絡先を事前に確認させていただく。

３．法人ボランティアにおける対応

教育事業に参加する法人ボランティアは、事業実施までの 14 日間に体調不良（以下の赤枠の症状）があるものは参加できないこととする。

症状：強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5 度以上の発熱、平熱+1 度以上の発熱、咳、痰、のどの痛み、嗅覚・味覚の低下、その他体調がすぐれない場合

また、以下の内容について理解が得られていることを参加条件とする。

① 当機構が定める「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」および、当施設で定める「教育事業における新型コロナウイルス感染防止対策」を理解するために、担当職員から事前にレクチャーを受けている。

② 高校生の場合は、参加において、保護者の同意が得られている。

③ 万が一事業中に体調不良（上記赤枠の症状）がみられた場合に、原則として保護者等が送迎する。

第８章　体調不良者（感染疑義者）発生時の対応（別紙９）

１．体調不良者の把握

体調不良者が発生した場合の対応について、プログラム調整における連絡時及び確定した調整プログラム発送時に利用団体の代表者へ説明し、同意を得ておく。第５章２．に記載の通り、利用団体の引率者は団体構成員の検温及び健康観察を適切に行い、体調不良者がいないかの確認を行う。体調不良者の報告があった場合は、「体調不良者申告聞き取りリスト」に記載の内容をもれなく聞き取る。なお、夏季に体調不良者が発生した場合には、熱中症による体調不良も考えられる。発生状況について引率者と十分に確認の上、所長（不在の場合は、次長又は室長）に判断を仰ぎ、必要と認められた場合には以下の通り対応にあたる。

２．対応の流れ

対応要領及び対応フローに従い、適切に対応を進める。なお、職員対応セット、消毒セットを医務室に設置する。

３．感染拡大の防止

対応要領及び対応フローを確実かつ正確に実施することで、感染拡大を防止することができる。また、同要領等に従い対処する事案が発生した場合には、同日に利用している他団体の代表者へ電話にてその旨を報告し、体調不良者の行動履歴における立ち入り禁止箇所等を伝え、感染拡大の防止に努める。

４．関係機関等との連携、情報共有

上記の対応を行った場合には、機構本部総務企画課へ報告する。また、体調不良となった方の経過報告については、職員全体で情報を共有する。

また、日頃から洲本保健福祉事務所との連携を密にし、同事務所から調査の協力要請や消毒の指示があった場合には協力する。

附記

本マニュアルは令和２年６月１日現在の状況に基づくものであり、今後必要に応じて更新する。

参　考

【機構本部】
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 29 日）
https://sites.google.com/a/niye.go.jp/niyeportal/notice/zongxinxingkoronauirusuganranfangzhiduicegaidorainnitsuite2020529

【政府】
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 5 月 21 日変更）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf

【厚生労働省】
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 29 日）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635389.pdf

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について（令和 2 年 5 月 14 日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11306.html

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和 2 年 2 月 5 日）
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/eigyou/reiwa2nen-koronauirusu-tsuuchi.html

新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

保育所における感染症ガイドライン（2018 改訂版）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf

【文部科学省】
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

【兵庫県】
新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（令和 2 年 5 月 26 日）
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html

兵庫県の新型コロナウイルス感染症対策の状況と今後の取組（令和 2 年 5 月 21 日）
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/documents/corona-taiou0521.pdf

【自然体験活動関係団体】
自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業体（以下：自然学校等）における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）
https://jeef.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/1bfefc6b2f70dcf7d54d4d0b3667e7f1.pdf

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（最終版）

令和２年７月１６日
国立大隅青少年自然の家

１　新型コロナウイルス感染防止対策について

新型コロナウイルス感染防止対策として，利用者に対し良好な生活環境・研修環境を提供し，それを保持するために，日頃から施設等の衛生状態について清掃・消毒等に努めるとともに，職員は，万一の発生に備え，予防対策や対応策について理解しておくものとする。

（１）教育委員会等との調整

新型コロナウイルス感染防止対策にあたっては，鹿児島県の方針や他の公立施設の状況を踏まえ，鹿児島県教育庁及び鹿屋市教育委員会・垂水市教育委員会等と調整を行った上で実行する。

（２）職員による予防対策

ア　職員は出勤前に検温を行い，次に該当する場合は，必要に応じて医療機関，保健所等を受診する。※　感染が疑われる場合は，直ちに仕事を休む。

・37.5度以上の発熱　・平熱比＋1度以上の発熱　・息苦しさ（呼吸困難）　・強いだるさ　・咳・咽頭痛　・その他体調が優れない場合

職員等に感染が確定した場合には，その日の研修（活動）は一度中断し，濃厚接触者の調査を行う。保健所の聞き取りに協力し，必要な情報提供を行う。

イ　利用者対応時，職員は必ずマスクを着用し，事務室入室前に手洗い・手指の消毒等を行う。利用者との接触を避け，対人距離を確保（できるだけ２ｍを目安に）する。冬期など寒い時期も換気を可能な範囲で行い，夏場以上に対人距離の確保を徹底する。

ウ　タブレット，電話など共有せず専有者を決めることで，手が触れる場を最低限にする。

エ　事務室の換気を１時間毎に１０分間行い，併せて次亜塩素酸ナトリウム液によるドアノブ等の消毒を行う。（マスク・手袋着用）

（３）施設の衛生管理の徹底

ア　感染防止対策の協力依頼

(ｱ) 利用者に対してオリエンテーション時に感染防止について説明を行い，協力を得る。※　別紙１：「国立大隅青少年自然の家における新型コロナウイルス感染防止対策」参照

(ｲ) 使用した寝具は，原則として次の利用者が使用するまで３日間空けるようにする。

(ｳ) トイレや手洗い場，共有スペース等にわかりやすい「手洗いについての注意喚起」ポスターの掲示を行う。

(ｴ) 食堂，トイレ入口付近には，アルコール消毒液等を設置する。

イ　宿泊室，学習室等の衛生管理

利用団体は，宿泊室退所時及び研修室等利用後，点検カードに従いベッド・ドアノブ・机・イス等利用者が触れたところを中心に消毒を行う。また，宿泊室につい

ては，入所前に職員による消毒を行う。なお，消毒の時間帯については調整プログラムで確認する。

(ｱ) 入所打合せ時に利用団体に対して，消毒セット（消毒液・使い捨てシート・手袋）を貸し出す。

(ｲ) 消毒は家庭用洗剤や，70%以上のアルコール，または0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウムを含む使い捨てのシートを用いる。スプレー式のものを使用する場合も清拭する。清掃者は必ずマスクと手袋を着用し，換気しながら行う。作業終了後は，手洗いを行う。

(ｳ) ゴミ箱は，蓋の無いものとし，ゴミ箱に手で触れないようにする。ゴミ箱内に大きなビニール袋を入れ，ゴミの廃棄を行う際は，必ず空気を抜いて封をしっかり閉じてから運搬作業を行う。

ウ　トイレの衛生管理

職員及び清掃員による清掃・点検を基本とし，１日１回以上清拭消毒を行う。(便座・ペーパーホルダー・ドアノブ等)

※　トイレの入り口に２m間隔でマーキングをする。

エ　浴室・脱衣所の衛生管理

職員等は，不特定多数が接触する場所（床・ドアノブ・脱衣ロッカーなど）は，利用終了毎に清拭消毒を行う。１回に入浴する最大人数は大浴場が３０人程度，中浴場が２０人程度とし，原則，団体単位で入浴時間を設け，３０分単位で調整する。

オ　その他の感染防止対策

(ｱ) 玄関にアルコール消毒液を設置し，来所者全員に入所時の消毒の励行を促す。

(ｲ) その他の施設の消毒については，施設使用後，利用者及び職員で行う。特に高頻度接触部位（テーブル・椅子の背もたれ・ドアノブ・電気のスイッチ・電話・キーボード・PCのマウス・タブレット・タッチパネル・蛇口・手すり・エレベーターのボタン・自動販売機等）は１日に１回以上消毒する。

(ｳ) 野外炊飯用具は滅菌庫で，その他貸し出し教具等については，活動終了後直ちに，70%以上のアルコールまたは0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウム液で，職員による消毒を行う。(バインダー・筆記用具・トランシーバー等)

(ｴ) バス・マイクロバスの運用に際し，可能な限り対人距離を確保し，窓を開けたまま運行するとともに，必ずマスクを着用させる。また，自然の家到着後，直ちに，70%以上のアルコールまたは0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウム液で，職員によるバス内部の消毒を行う。(イス・手すり・ヘッドレスト・窓の桟等)

（４）利用者の健康チェック

利用者については，事前に健康チェックシート（別紙２）の提出を依頼し，入所時まで・就寝前・朝の３回（１日利用は入所時まで）の検温と健康状態の確認を行う。

体温計・マスク・コップなど利用団体が準備する物品をあらかじめ伝えておく。また，体温計を共有する場合は，一人使用するごとに消毒が必要になるため，個包装のアルコール消毒綿等の準備も伝える。

（５）体調不良等感染症の疑いがある利用者（濃厚接触者を含む）への対応

保健室等に収容し応急処置を施すと同時に入出室を制限する。隔離が必要であると判断される場合は講師室(6)を利用する。

応急処置に当たる職員及び付き添い等は，必ずマスクを着用し，処置終了後に手洗い・手指の消毒等を行う。※　対応する職員を指定する。

症状の改善がみられない場合は，利用団体と調整の上，感染が疑われる者は退所していただく。なお，その際，感染が疑われる者の行動履歴（使用した研修室・宿泊室等）を確認し，記録する。（別紙３）また，対応状況について機構本部に報告する。

（６）引率者等への安全管理指導

引率者等は，各利用者の健康状態を常に把握するとともに，次の症状等がある場合は，必要に応じて保健所【帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）】に連絡するとともに，医療機関を受診させる。

・37.5 度以上の発熱　・平熱比＋1 度以上の発熱　・息苦しさ（呼吸困難）　・強いだるさ　・咳・咽頭痛　・その他体調が優れない場合

※　連絡先：鹿屋保健所　0994-52-2106【帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）】

（７）教育事業における対応

教育事業については，本部作成のガイドラインを踏まえ，事業参加者の対人距離を確保できる人数とする。また，活動内容や場所についても配慮する。

（８）研修支援における対応

研修支援においては，本部作成のガイドラインを踏まえ，施設の受入れ可能人数を定める。利用団体に対しても本部作成のガイドラインを踏まえ，対人距離を確保する利用人数の設定を強く要請する。また，活動内容や活動場所についても配慮する。

（９）高齢者への対応

高齢者や持病のある方については，感染した場合の重症化リスクが高いことから，事前の打合せを密に行い，他の団体との接触を避ける等，より慎重で徹底した対応を行う。

(10) 障害のある方，乳幼児及び妊婦への対応

障害のある方，乳幼児及び妊婦については，事前の打合せを密に行い，安全面に十分配慮するとともに，感染のリスクが低い活動を選択する等，より慎重で徹底した対応を行う。

(11) 食堂の感染防止対策及び衛生管理の徹底

ア　食堂における感染防止対策

(ｱ) 食堂利用において，１テーブルの人数を３人とするとともに，従業員による配膳方式で食事の提供を行う。みそ汁・スープ・ご飯コーナーも従業員で対応する。

(ｲ) ソーシャルディスタンスを確保するため，食堂入り口前の廊下，食堂入り口からレーンまでの間及び食器返却場前に２ｍ間隔でマーキングをする。また，食べるとき以外は，唾液の飛散防止のため，必ずマスクを着用させる。

イ　調理従事者の衛生管理の徹底（検温，健康チェック等）

ウ　食堂ホール，厨房及び設備・器具・食器等の清掃・消毒・点検

※　共有する食器は，高温の食洗機で洗浄と乾燥したもののみ使用可能とする。

２　新型コロナウイルス感染症発生時の対応について

感染防止対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう，近隣の保健所との連絡体制を整えておく。

（１）医療機関及び保健所等からの発生の連絡

新型コロナウイルス感染症の発生について，速やかに所長へ連絡するとともに，機構本部へ報告を行う。

（２）緊急対策本部を設置し，詳細における対応策を講じる。

ア　感染者及び利用団体（退所団体を含む）の詳細な状況把握及び記録

プライバシーに留意しつつ，発生日，時間，氏名，症状，接触者等を「新型コロナウイルス感染症（疑い）に関する記録」（別紙３）に記入し，名簿を作成する。

イ　受入停止を含めた事業の検討

受入停止及び事業中止（変更）等の検討を行う。

ウ　利用団体（予定）への情報提供と対応

新型コロナウイルス感染症発生（疑い）について，利用団体（予定）へ情報提供を行い，利用の変更について調整するとともに，受入停止及び事業中止等を丁重に説明する。

エ　機構本部への状況報告（随時）

オ　マスコミ対応等（次長）

対応者等窓口を次長に一本化し，機構本部と答弁等について調整し対応する。

カ　感染拡大防止等の検討

感染症発生の原因を保健所等と綿密に協議し，場合によっては，専門家に依頼し感染拡大防止策を検討する。

キ　施設利用再開に向けての協議等

保健所等の承認を受けて，施設利用再開について機構本部と協議を行う。

３　事後の対応について

（１）利用者の心のケアとプライバシーへの配慮について

ア　感染者への対応

感染者の心のケアとプライバシーの保護を最優先とし，本人及び保護者へ誠意ある対応を行う。

イ　利用団体（予定を含む）等への対応

感染症事案が収拾し，安全な状態になったことなど，十分説明する。場合によっては，引率者等だけではなく，利用者全員，保護者等への説明を行い，事態収拾の経緯や安全性の確保等について十分な説明と理解を図る。

（２）利用者の安全確保と危機管理体制の整備について

ア　感染症発生原因等を再検証し，対策等を再検討する。

イ　上記事項等に関し検討した結果により，体制及びマニュアルの見直しを行い，今後の対応策を機構本部に報告するとともに，利用者・関係機関等に報告する。

令和2年7月16日

国立大隅青少年自然の家

利用者受入れに係る新型コロナウイルス感染症への対応について

標記件について，下表の変更欄に記載した人数を目安とします。調整プログラムの作成時や利用者との打合せ・連絡の際にお役立てください。

場所・活動	現状	変更	留意点
第１学習室	約１００人	約３０人	・１机１人着席を原則する。 ・前後の人が約２ｍ離れるような座り方をさせる。 （例） 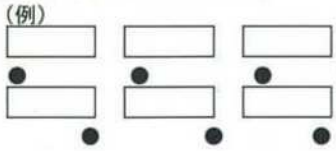
第２学習室	約５０人	約２０人	
第３学習室	約５０人	約２０人	
第４学習室	約６０人	約２０人	
第６学習室	約１００人	約３０人	
第５学習室	和室約３０人	約１０人	
赤崩庵	約１０人	４人	
クラフト室Ａ	約８０人	１８～２０人	
クラフト室Ｂ	約２０人	６～８人	
コミ室	静的約１００人 動的約　５０人	静的約４０人 動的約２０人	
本館炊飯場	約８０人	約４０人	・定員の半分を原則とする。 ・食事中は対面にならないように長椅子を配置するよう指導者に声かけする。
ふれあい炊飯場	約３０人	約１５人	
野外炊飯棟Ａ	約８０人	約４０人	
野外炊飯棟Ｂ	約８０人	約４０人	
海の家炊飯場	約３０人	約１５人	
大浴場	約６０人	約３０人	・原則単独団体で入浴時間を設ける。入浴時間は３０分単位で交代の調整をする。
中浴場	約４０人	約２０人	
移動用テント	１張６人	１張３人	・現在，最大２４張（７２人）可能。今後，整備が終われば，３０張（９０人）可能
カヌー体験	１艇２～３人	１艇２人	・活動後の手洗い，うがい，顔洗いを声かけする。
ゴムボート体験	１艇６～８人	１艇６人	
レストラン	１テーブル８人	１テーブル３人	・１回の最大人数７５人とし，３回転を限度とする。 ・上記限度を超える場合は，弁当注文を提案する。

＜別紙２＞

利用者名簿・健康チェックシート

利用期間　　月　　日 ～　　月　　日　　**施設名　　国立大隅青少年自然の家**

【　　泊　　日 】　　**団体名**

※太線枠（利用者名簿）のみご記入後、提出してください。

利用者名簿				入所前に記入	健康チェック欄　※入所後、症状がある場合のみ✔を付ける										
No.	利用者氏名	性別	学年又は年齢	入所時体温（℃）	就寝時体温（℃）	起床時体温（℃）	体のだるさ（倦怠感）	咳	息苦しさ	のどの痛み	鼻水・鼻づまり	頭痛	吐き気・嘔吐	下痢	その他
1	※担当責任者														
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

（注）

1. 入所前（バスの乗車前）に、入所時体温を記入し受付時に提出する。
2. 「体のだるさ（倦怠感）」から「下痢」までの欄には、症状がある場合に✔を付ける。
3. 「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和2年5月29日国立青少年教育振興機構）」の「3.(2)①」に記載する症状がある場合は、利用団体と調整の上、退所いただく。

［参考］
「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（抜粋）
（令和２年５月２９日国立青少年教育振興機構）

３．感染防止に対する施設運営の具体的対策
（２）利用者の安全確保のために各施設が実施すること。
①利用者に対し、以下に該当する場合は利用を禁止する。
- 37.5度以上の発熱がある場合
- 平熱比＋1度以上の発熱がある場合
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさがある場合
- 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- その他体調がすぐれない場合
- 過去２週間以内に、感染が引き続き拡大している国、地域への訪問をしたことがある場合。

＜別紙３＞

新型コロナウイルス感染症の感染者（疑い）に関する記録

<table>
<tr><td>発生日</td><td colspan="5">令和２年　　月　　日（　）</td></tr>
<tr><td>団体名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">感染者
（疑い）</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="2">年齢（　　）</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="3">TEL</td></tr>
<tr><td>症　状</td><td colspan="5">体温：（　　）度</td></tr>
<tr><td>発生時の
状況及び
対応</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対応者
（職員）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">行動履歴</td><td>時間</td><td>場所
（研修室・宿泊室等）</td><td colspan="2">活動内容</td><td>接触者等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>事後の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

３.コロナ感染疑義のある利用者対応フロー

・国立磐梯青少年交流の家・・・・・・・・・59
・国立淡路青少年交流の家・・・・・・・・・61

国立磐梯青少年交流の家 施設ガイドラインより（再掲）

新型コロナウイルス感染拡大防止対応（利用者用）

令和2年11月1日現在

【勤務時間中】

国立磐梯青少年交流の家

確認と依頼（入所時オリエンテーション担当者）

① 職員が検温を行い、発熱者等、体調不良者がいないか確認の上、入所。
平熱＋1℃または37.5℃以上あった場合は、時間をおいて再度検温をする。

② マスク着用とうがい手洗いの励行（ワンアクション・ワンウォッシュ）
朝・就寝前の検温チェックし、所定の用紙に記入の上、必ず事務室へ提出することの依頼。

③ 使用場所の定期的な換気と使用後のアルコール消毒について協力を依頼。

④ 些細なことでも異常があった場合は、直ちに事務室に連絡することの依頼。

↓

朝・就寝前の健康チェック ※ 健康チェック時以外でも随時（利用団体責任者）

↓

発熱等かぜ等、症状あり。 ・「001」または「002」等に隔離（発症者および濃厚接触者）

37.5度以上の発熱・平熱比＋1度以上・軽度の咳や咽頭痛
息苦しさ・強いだるさ・高熱等強い症状のいずれかがある。
基礎疾患・透析・抗がん剤等用いている方や妊婦で、比較的軽いかぜ症状

↓

電話相談

まずは

・かかりつけ医 または ・身近な医療機関
矢吹医院(62-2169) 小川医院(62-2132)・・等

↓

対応できる場合 → 診療・検査

対応できない場合 → 受診・相談センター、医師会を通し、別の医療機関を紹介される。

↓

どこに相談してよいか分からない場合
受診・相談センター
0120-567-747
※帰国者・接触者相談センターが名称変更

→ 対応できる医療機関、診療・検査医療機関
※帰国者・接触者外来、地域外来、検査センターを含

事後の対応・措置

① 利用（利用予定）団体への情報提供・対応 （事業推進係員、企画指導専門職）
② 施設の消毒、殺菌等による二次感染の防止 （事業推進係員、総務・管理係員）
③ 外部への情報公開（状況に応じて） （次長、総務・管理係長）
④ 詳細な状況の記録 （総務・管理係長）
⑤ 本部への連絡 （次長）
⑥ **事後の情報収集** **（事業推進係員、企画指導専門職）**

令和2年11月1日現在

新型コロナウイルス感染拡大防止対応（職員用）

国立磐梯青少年交流の家

毎朝の健康チェック【検温　同居家族も含む】

（委託業者も含む）

平熱・かぜの症状なし

↓

出勤OK

【勤務中】

- ○ 咳エチケット（マスク着用等）
- ○ こまめな手洗い・うがい・洗顔
- ○ ソーシャルディスタンス

かぜの症状あり

軽度の場合
（不安な場合）

【以下の症状がある】
- ○37.5度以上または平熱比＋1度の発熱
- ○咳・鼻水・痰等のかぜ症状
- ○強いだるさ・息苦しさ

↓

上席へ連絡し、判断を仰ぐ

↓

かかりつけ医へ相談

- ○かかりつけ医がない
- ○どこに相談すればよいか分からない

受診・相談センター（0120-567-747）

↓

かかりつけ医など身近な医療機関
診療・検査を受ける
※受診・相談センター、診療・検査機関を案内される場合有り

受診・相談センター
対応できる診療・検査医療機関の案内

↓

診療・検査

↓

医師の出勤許可

↓

上席へ電話

↓

出勤OK

家族のかぜ症状、家族の出勤先や子どもの登校先の様子等、自分を取り巻く状況に不安なことがある場合も自分で判断せず、必ず上席へ電話の上、相談すること。

体調不良者発生時の対応について
（新型コロナウイルス感染拡大防止のために）

国立淡路青少年交流の家
第１版　令和２年５月８日
令和２年５月２８日一部改訂
令和２年７月５日一部改訂
※最新の改訂箇所にマーカー

施設をご利用いただくにあたり、下記の内容にご協力をお願いいたします。
以下の事項は、感染拡大の状況や国・兵庫県の要請などに応じて変更となる場合があります。

記

・利用期間中に貴団体内に次の症状の体調不良者が発生した場合は、新型コロナウイルス発症ならびにクラスター発生の可能性があるため、速やかに全員の退所をお願い致します。

症状：強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5 度以上の発熱、平熱比＋1 度以上の発熱
咳、痰、のどの痛み、嗅覚・味覚の低下、その他体調がすぐれない場合

・体調不良者については保護者等にご連絡いただき、交通手段を手配のうえ帰宅をお願い致します。

・体調不良者が発生した時は、代表者が必ず内線電話や携帯電話を用いて（事務所へお越しにならず）次の内容を事務室へご申告ください。

申 告 先 ：内線（330）、外線（0799-55-2695）
申告内容：団体名、体調不良者氏名、症状（体温など）、宿泊室、同室者の人数・氏名、待機場所、入所からの行動履歴

・体調不良者が発生した場合に備えて、多めに宿泊室を割り振っています。職員の指示に従って体調不良者と同室の方全員の隔離をお願い致します。

・退所後の体調不良者の経過（診断結果など）について、交流の家まで必ずご連絡ください。

・退所後１０日間に、新型コロナウイルス感染症と診断された場合、交流の家まで必ずご連絡ください。

※体調不良者が発生した場合は、同日ご利用中の団体の代表者へご連絡差し上げます。
ただし、個人情報は一切開示いたしません。

※医務室のご利用につきましては、当面の間外傷者対応のみとさせていただきます。

以上

≪体調不良者発生時の対応フロー≫

利用者の流れ

強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5 度以上の発熱、平熱比＋1 度以上の発熱
咳、痰、のどの痛み、嗅覚・味覚の低下

必ず内線電話・携帯電話などから
代表者が事務室に次の内容を対面せず申告

【申告先】
内線：３３０／外線：０７９９-５５-２６９５
【申告内容】
団体名、体調不良者氏名、症状（体温など）、宿泊室、同室者の人数・氏名、待機場所、入所からの行動履歴
を電話で伝えること
申告後は、職員の指示に従って下さい

団体代表者から、体調不良者の保護者等に連絡・交通手段の確認・手配

体調不良者の退所

団体・同室者の退所

退所後の経過（診断結果など）の連絡
利用終了後１０日間の間に、新型コロナウイルス感染症と診断された方がおられた場合、必ず交流の家まで連絡すること

職員対応の流れ

※万一の感染拡大を防ぐ為、原則職員１名が
★印の対応を一手に担う。

所長・次長に聞き取り内容を報告

隔離可能な部屋の確定

移動ルートの確保

他の職員へ情報共有（詳細は左記の申告内容参照）

★サーズ用マスク・フェイスガード・使い捨て手袋・かっぱ、靴用カバーなどを着用

★無線、携帯電話、立入禁止セット、消毒セットを携行

体調不良者および同室の方全員を、他の利用者、職員と接触しないルート（屋外など）を通り隔離が可能な部屋へ案内（医務室以外）
※医務室は外傷者のみ利用可能

クラスターになりうる可能性があるため、体調不良者及び団体へ退所依頼

★導線の立ち入り禁止措置

必要であれば下記の２機関のいずれかを案内

洲本健康福祉事務所
（平日 9 時 00 分～17 時 30 分）
電話番号：0799-26-2062（健康管理課）

兵庫県 24 時間対応コールセンター（相談窓口）
電話番号：078-362-9980

★宿泊・研修施設の消毒・換気
（作業できる場所から）

★対応後、使用したサーズ用マスク・使い捨て手袋などはビニール袋に入れ、密閉して縛り、桜棟付近の専用ごみ箱に廃棄。
事務室へ完了報告。

４.施設で取り組んでいる感染防止対策

（１）活動プログラム編･････････････････63

（２）生活編･････････････････････････66

（３）教育事業編･････････････････････68

（４）コロナ禍で始まった取組紹介･････70

4．施設で取り組んでいる感染防止対策

（1）活動プログラム編

活動プログラムにおけるコロナ対策は、施設の提供する活動プログラムに応じて、施設毎に実施している。

活動プログラムにおける新型コロナウイルス感染防止対策の共通事項

✓活動前後に必ず手指消毒を行い、特段の指示がない限りマスクを着用する。
✓３密（密閉、密接、密集）を回避する対策を前提に活動する。
✓職員はマスクを着用して指導を行う。

①海での活動（カッター、カヌーなど）

・活動前後に使用物品を消毒する。
（例：ライフジャケット）
・マスクを外す場面もあるため、大きな掛け声等は出さない。
・準備運動などはクラス単位や小グループで行う。

②山での活動（登山、ハイキングなど）

・人と人との間隔を空けて行動する。
・危険回避以外の身体接触は避ける。
（例：活動中は軍手をする）

③仲間づくり

・手をつなぐなどのプログラムは軍手を着用する。
・強い身体接触を伴う活動は行わない。
・人と人との間隔を空け、小グループで活動を行う。

④野外炊事

・調理を行う場合はビニール手袋を用い、盛り付けも使い捨て容器を使用する。
・調理の過程を省き、火おこしに重点を置く
（例：湯を沸かしレトルトカレーを温める）

⑤キャンプファイアー

・身体接触を伴うゲームなどは行わない。
・マイク、拡声器などを使用し大声を避ける。

⑥ウォークラリー、オリエンテーリング

・地図などは各自に配布し、グループ内で共有しない。
・活動時は少人数（例：６名以下）のグループで実施する。

⑦ディスクゴルフ、グラウンドゴルフ

・使用物品は利用者が最後に消毒をして返却する。
・活動時は少人数（例：６名以下）のグループで実施する。

⑧クラフト活動

・道具の貸し借りや受け渡しをしない。
（例：各個人で物品を使用）
・１つのテーブルで作業する人数を減らす。（例：６名掛けテーブルを４名で使用）

⑨自主活動（研修室）

・研修室の利用人数は定員よりも少ない人数で使用する。
（例：定員の半数）
・長机使用の際は一つの机に一人ずつ座り、隣との間隔を空ける。
・部屋の窓や入り口を開け、換気を行う。

⑩自主活動（体育館等スポーツ施設）

・活動場所の窓や入り口を開け、換気を行う。
・活動場所の定員よりも少ない人数で使用する。
（例：３面のうち両端２面のみ使用可）
・活動後に使用物品の消毒を行う。

（2）生活編

集団生活におけるコロナ対策は、施設の設備等に応じて、施設毎に実施している。

集団生活における新型コロナウイルス感染防止対策の共通事項

✓他の団体と同じ場所を同時に利用することの無いよう事前に調整する。

✓３密（密閉、密接、密集）を回避する対策を前提に時間・場所を調整する。

✓職員はマスクを着用して点検等を行う。

① 宿泊室（就寝）

・寝具の区分け（色・記号等）

利用者が利用するベッドや布団を色や記号等で区分けすることで、異なる利用者が同一のベッドや布団を連続して利用することが極力発生しないよう配慮している。

・寝具の保護（追加シーツの導入・バスタオル・ビニール袋等による保護）

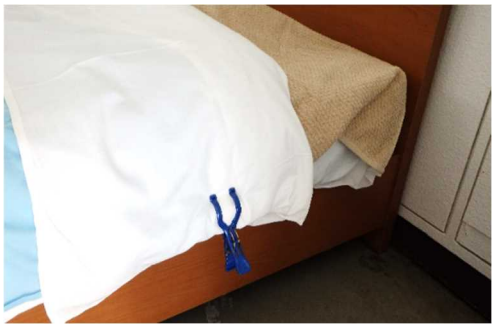

寝具（掛け布団・枕等）を追加のシーツやバスタオル、ビニール袋で保護することで、交換が難しい寝具自体への飛沫の接触を防ぐ取り組みを行っている。

なお、利用団体の健康観察の徹底や配室時に他団体との距離等を考慮した手配となるよう配慮をするなども併せて行っている。

② 食堂（食事）

食堂におけるコロナ対策は、施設の設備等に応じて、施設毎に実施している。

ここでは、ハード面に関する取組について示す。

・非対面形式座席レイアウトの採用

対面形式の飲食機会を極力避けるべく、食堂面積に余裕があるなど物理的に対応が可能な場合は非対面形式の座席レイアウトを採用している。

・テーブル上へパーテーションの設置

物理的に非対面形式の座席レイアウトを採用できない場合は、テーブル上へ飛沫防止のためのパーテーションを設置している。

なお、食堂の人数（定員）制限なども併せて実施している。

③ 脱衣場（入浴）

脱衣場におけるコロナ対策は、脱衣かごをはじめとした共有物品の撤去による感染防止対策が多く行われている。

余裕をもった時間配分で各利用者へ入浴時間を割り振りするなどの対策も行っている。

（3）教育事業編

教育事業におけるコロナ対策は、事業の対象や内容等に応じて、施設毎に実施している。ここでは、一例について示す。

教育事業における新型コロナウイルス感染防止対策の共通事項

- ✓他の団体と同じ場所を同時に利用することの無いよう事前に調整する。
- ✓３密（密閉、密接、密集）を回避する対策を前提に時間・場所を調整する。
- ✓職員はマスク等を着用して運営等を行う。

① 参加者および関係者（連携学校・保護者等）への説明会

事業内容によっては、参加者および関係者（地元の小学校や保護者等）に事業におけるコロナ対策を理解していただくため、校長会・合同連絡会・各学校等で感染防止対策についての説明を行うことがある。

説明会の例

内容：・事業の概要について
・新型コロナウイルス感染症対策について
・各学校にお願いしたいことについて
・次年度の利用について

参加者：参加各小学校（校長もしくは教頭，参加学年担当教員）

② 職員・ボランティア等の事前研修

事業の前日準備・打合せの中で、感染防止対策についての共通理解を図り、事業に携わる職員やボランティアの中で共通の認識をもち運営している。

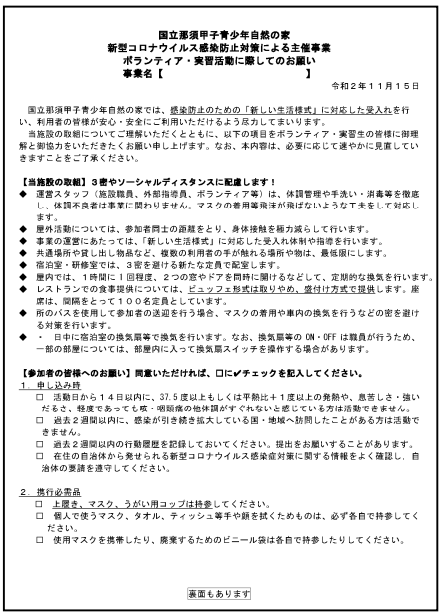

国立那須甲子青少年自然の家
新型コロナウイルス感染防止対策による主催事業
ボランティア・実習活動に際してのお願い
事業名【　　】

令和２年１１月１５日

国立那須甲子青少年自然の家では、感染防止のための「新しい生活様式」に対応した受入れを行い、利用者の皆様が安心・安全にご利用いただけるよう尽力してまいります。
当施設の取組についてご理解いただくとともに、以下の項目をボランティア・実習生の皆様に御理解と御協力をいただきたくお願い申し上げます。なお、本内容は、必要に応じて速やかに見直していきますことをご了承ください。

【当施設の取組】３密やソーシャルディスタンスに配慮します！

◆ 運営スタッフ（施設職員、外部指導員、ボランティア等）は、体調管理や手洗い・消毒等を徹底し、体調不良者は事業に関わりません。マスクの着用等飛沫が飛ばないようなＴ未をして対応します。
◆ 屋外活動については、参加者間士の距離をとり、身体接触を極力減らして行います。
◆ 事業の運営にあたっては、「新しい生活様式」に対応した受入れ体制や指導を行います。
◆ 共通場所や貸し出し物品など、複数の利用者の手が触れる場所や物は、最低限にします。
◆ 宿泊室・研修室では、３密を避ける新たな定員で配室します。
◆ 屋内では、１時間に１回程度、２つの窓やドアを同時に開けるなどして、定期的な換気を行います。
◆ レストランでの食事提供については、ビュッフェ形式は取りやめ、盛付け方式で提供します。座席は、間隔をとって１００名定員としています。
◆ 所のバスを使用して参加者の送迎を行う場合、マスクの着用や車内の換気を行うなどの密を避ける対策を行います。
◆ ・　日中に宿泊室の換気扇等で換気を行います。なお、換気扇等の ON・OFF は職員が行うため、一部の部屋については、部屋内に入って換気扇スイッチを操作する場合があります。

【参加者の皆様へのお願い】同意いただければ、口にｖチェックを記入してください。

１　申し込み時
□　活動日から１４日以内に、37.5 度以上もしくは平熱比＋１度以上の発熱や、息苦しさ・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛の他体調がすぐれないと感じている方は活動できません。
□　過去２週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域へ訪問したことがある方は活動できません。
□　過去２週間以内の行動履歴を記録しておいてください。提出をお願いすることがあります。
□　在住の自治体から発せられる新型コロナウイルス感染症対策に関する情報をよく確認し，自治体の要請を遵守してください。

２　携行必需品
□　上履き、マスク、うがい用コップは持参してください。
□　個人で使うマスク，タオル、ティッシュ等手や顔を拭くためものは、必ず各自で持参してください。
□　使用マスクを携帯したり、廃棄するためのビニール袋は各自で持参したりしてください。

裏面もあります

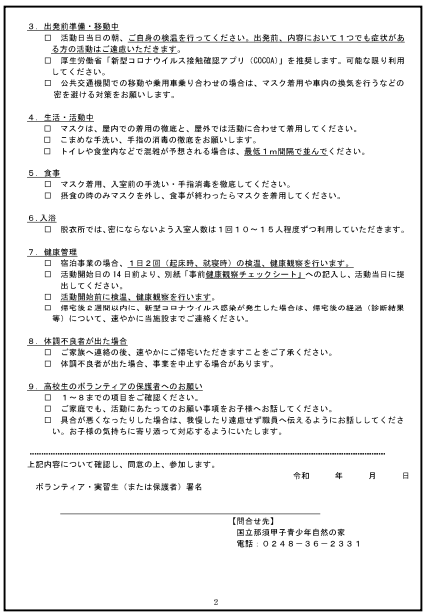

３　出発前準備・移動中
□　活動日当日の朝、ご自身の検温を行ってください。出発前、内容において１つでも症状がある方の活動はご遠慮いただきます。
□　厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を推奨します。可能な限り利用してください。
□　公共交通機関での移動や乗用車乗り合わせの場合は、マスク着用や車内の換気を行うなどの密を避ける対策をお願いします。

４．生活・活動中
□　マスクは、屋内での着用の徹底と、屋外では活動に合わせて着用してください。
□　こまめな手洗い、手指の消毒の徹底をお願いします。
□　トイレや食堂内などで混雑が予想される場合は、最低１m間隔で並んでください。

５．食事
□　マスク着用、入室前の手洗い・手指消毒を徹底してください。
□　摂食の時のみマスクを外し、食事が終わったらマスクを着用してください。

６．入浴
□　脱衣所では、密にならないよう入室人数は１回１０～１５人程度ずつ利用していただきます。

７．健康管理
□　宿泊事業の場合、１日２回（起床時、就寝時）の検温、健康観察を行います。
□　活動開始日の 14 日前より、別紙「事前健康観察チェックシート」への記入し、活動当日に提出してください。
□　活動開始前に検温、健康観察を行います。
□　帰宅後２週間以内に、新型コロナウイルス感染が発生した場合は、帰宅後の経過（診断結果等）について、速やかに当施設までご連絡ください。

８．体調不良者が出た場合
□　ご家族へ連絡の後、速やかにご帰宅いただきますことをご了承ください。
□　体調不良者が出た場合、事業を中止する場合があります。

９．高校生のボランティアの保護者へのお願い
□　１～８までの項目をご確認ください。
□　ご家庭でも、活動に為たっての お願い事項をお子様へお話してください。
□　具合が悪くなったりした場合は、微慢したり遠慮せず職員へ伝えるようにお話ししてください。お子様の気持ちに寄り添って対応するようにいたします。

上記内容について確認し、同意の上、参加します。
令和　　年　　月　　日
ボランティア・実習生（または保護者）署名

【問合せ先】
国立那須甲子青少年自然の家
電話：０２４８－３６－２３３１

2

事業運営スタッフ共通資料例

③ 事業初日（入所日）の対応

入所日で感染対策指導を行い、ルールや、気を付けてほしいことに加えて、距離を置いて活動してほしいこと、外での活動の場合は熱中症の危険もあるので必要に応じてマスクを外しても構わないことなどを伝えている。

入所式の様子

④ 参加者の体調の把握

健康チェックシートを用いて、就寝時と起床時に体調の把握を行っている。チェックについては、ボランティアスタッフと施設職員でダブルチェックを行い、体調の変化の把握に漏れが無いよう留意し実施している。

健康チェックシート（宿泊利用団体用）

団体名

月　　日(　　)　就寝時刻　　時　　分・起床時刻　　時　　分

翌朝９時までに事務室へご提出ください。

（注）１.「体温」の欄には、利用者全員の体温を記入する。
２.「体のだるさ（倦怠感）」から「下痢」までの欄には、**症状がない場合に✔を付ける**。

	利用者氏名		体温	体のだるさ（倦怠感）	咳	息苦しさ	のどの痛み	鼻水・鼻づまり	頭痛	吐き気・嘔吐	下痢	その他
1		就寝時										
		起床時										
2		就寝時										
		起床時										
3		就寝時										
		起床時										
4		就寝時										
		起床時										
5		就寝時										
		起床時										
6		就寝時										
		起床時										
7		就寝時										
		起床時										
8		就寝時										
		起床時										
9		就寝時										
		起床時										
10		就寝時										
		起床時										

国立那須甲子青少年自然の家

健康チェックシート（宿泊時）例

（4）コロナ禍で始まった取り組み紹介

①オンライン活用

WEB ミーティング機能等を活用し、施設担当者と利用者との間で事前打ち合わせを実施する取組が進んでいる。具体例としては、各市町村の教育委員会を窓口として複数学校とのオンライン事前打ち合わせを実施することで、双方効率的な事前打ち合わせを実現させている施設もある。

②動画の活用

大雪青少年交流の家

若狭湾青少年自然の家

各施設が YouTube チャンネルを作成し、それぞれに独自の情報発信を行っている。具体的な内容として、「利用のオリエンテーション」「活動プログラムの実施要領」「生活時の注意点」などが挙げられる。

③出前事業

コロナ禍による自然体験活動の機会減少を受け、各施設で出前事業の取り組みが加速している。近隣の幼稚園・保育園・小学校を主な対象として、施設職員が出向き、野外炊事や自然物を使った工作、環境学習やチームビルディング研修などを行う施設もある。

５.感染症対応に関する事例

（１）施設利用団体の退所後における新型コロナウイルス
感染症陽性者対応の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
（２）体調不良者（37.5 度以上の発熱）発生時の事例・・・・・・・・73

5．感染症対応に関する事例

（1）施設利用団体の退所後における新型コロナウイルス感染症陽性者対応の事例

1―概　要　：施設にてお泊り会を実施。日帰りで補助に来ていた保護者１名が退所後に発熱し、陽性が発覚。家庭内で接触のある幼児については先に退所し、PCR 検査を受検したところ陽性が発覚した。保健所より、保護者間及び幼児間にて濃厚接触があったと認定されたため､退所日を予定より早める等、施設策定のガイドラインに則り対応した。

2－利用団体　：保育園 30 名程度

3－利用期間　：２泊３日（陽性者発覚のため繰り上げ退所）

4－対象者　　：幼児１名・保護者１名

5－その他の体調不良者：なし

6－経緯　　：

【１日目】

当該団体入所。

保護者が薪割り作業等の補助で来所（日帰り）。

作業には他の保護者が数名参加。他の幼児との接触なし。

【２日目】

起床時発熱と頭痛の症状があったため医療機関を受診し PCR 検査を受検。

保護者が PCR 検査陽性判定、幼児が濃厚接触者となる。

保育園から連絡を受け、所長・次長に連絡（当日両名とも休み)、所長から機構本部総務企画課に報告。

指導をした職員が濃厚接触者にあたるか保健所に確認し、該当しないとの回答あり。

幼児が退所し PCR 検査受検、症状なし。

翌日利用予定の団体宛に、施設利用者から新型コロナウイルス感染症陽性者が発生したことを連絡する。施設ホームページに同様の情報を掲載。

【３日目】

幼児が陽性と判明したため、団体は予定を繰り上げ退所。

※退所後の連絡体制：保健所から園長へ連絡、園長から施設へ連絡、施設（次長）から本部へ連絡、施設ホームページで情報公開、ホワイトボードへの記入

幼児居住地の保健所より、当該団体の利用者全員が濃厚接触者と指定され、幼児の父親の接触者 6 名と幼児の接触者 28 名が PCR 検査を受検。

【検査後】

PCR 検査受検者の全員陰性。

職員にて宿泊室等を消毒。

7－対応施設の所感　：

施設利用者の陽性者発生は初めてであり、所長・次長とも休日の対応となった。施設職員が所長・次長に速やかに連絡を行い、機構本部とも相談して対応にあたった。所長のリーダーシップのもと、情報を一元化（ホワイトボードの活用）を行うことで、連絡漏れがないように対応することができた。陽性者が出たときのシミュレーションは施設の中で行っていたが、保健所からの指導で、宿泊室等を噴霧と清拭消毒（今回は保健所からの指導でアルコールの噴霧と清拭、通常の消毒は次亜塩素酸ナトリウム水溶液による清拭のため噴霧は行っていない）したところ、噴霧作業時の服装（防御服）の準備ができていないことが判明し、今後のため準備を行った。

また、当施設では唾液からの感染を防ぐため、ビニール袋を寝具に活用し実際に陽性者が出た場合の対応策はとっていたが、使用した布団は速やかに仕分けし、処分を行った（布団業者から処分の依頼があり）。陽性者が出た場合のマニュアルを基に、日常的に感染者が出た場合の訓練を行う必要性を改めて感じた。

（2）体調不良者（37.5 度以上の発熱）発生時の事例

1―概　要 ：１泊２日で利用した団体に 37.5 度以上の発熱者発生。「体調不良者が出た場合の対応フロー」に従い対応。病院の検査により陰性と診断。

2－利用団体 ：中学校

3－利用期間 ：１泊２日

4－対象者　 ：生徒１名

5－その他の体調不良者：あり（1 名嘔吐　発熱なし）

6－経緯　　：

【１日目】

就寝前の健康チェック　喉の痛み・咳あり（平熱）

【２日目】

起床後の健康チェックでの体温 38.1 度。

再度の測定で 37.1 度。

6：40　本人より倦怠感の訴えあり 38.1 度　学校から施設に報告あり。
「体調不良者が出た場合の対応フロー」を学校と再確認。
フローに従い学校から「新型コロナウイルス一般相談窓口」に電話。

7：05　宿直者より次長へ発熱者が発生した旨緊急連絡。

7：35　体調不良者控え室に移動、待機。
相談窓口より受診の指導を受け、学校から病院に連絡。
同室宿泊生徒（２名）を別館に移動・待機（朝食も別館で取る）。
全員平熱、同室者に体調不良者なしを確認。

※ガイドラインに基づき、受け入れ段階で団体同士の接触を避ける形で調整しており、かつ、本件については新型コロナウイルスに該当しなかったことから他団体へは共有なし。

7：50　対応した宿直者より出勤した所長に報告。

8：30　職員朝礼にて出勤者に情報共有。
学校教頭と相談の上、診断が出るまで同室者は待機させ、
その他の生徒は活動（ウォークラリー）を実施。
対象者の宿泊部屋に立ち入り禁止の表示（退所点検も行わない）。

9：30　保護者が迎えに来所し、体調不良者を病院に搬送。

10：00　病院よりコロナ検査必要なしと診断されたとの電話報告が学校から施設にあり。
同室宿泊生徒も活動（ウォークラリー）に合流。
体調不良者はそのまま病院から保護者と帰宅。
10：10　宿泊室及び別館等を消毒（対象者の宿泊室寝具の交換）。
13：00　該当団体退所(退所後、2 週間で体調不良等ある場合は連絡いただくよう依頼)
後日、体調不良等について、団体からの連絡なし。

7－対応施設の所感　：
・熱中症や水分不足、疲れなどによる発熱との区別は難しい。結果的に感染者ではない可能性もあり、同室者も含めた活動一時停止については職員として心苦しいところであるが、ガイドラインに沿って対応せざるを得ない。また、学校側の理解も必要。
・今回については該当がなかったが、検査終了前に退所する団体がいる場合や入所してくる団体、また施設にて作業いただいている業者等（清掃・ボイラー・レストラン・警備員等）について、どのレベルまで情報共有すべきかの判断が難しい。その部分の対応も含めて、所内での対応を全職員共有しておくと対応がスムーズになる。
・新型コロナウイルス感染症対応専用の待機場所は、車両の出入り可能な部分を 1 カ所用意しているが、現状では複数団体への対応が難しいため、複数箇所の確保が必要。
・利用団体との連絡を密にする必要があるが、お互いの情報に齟齬が出ないよう、代表者を通じて連携する必要がある。

6.利用者の声 利用団体アンケートより

6．利用者の声（利用団体アンケートより）

安心できた取組

生活

・宿泊部屋がゆとり（定員の半分）をもって使用できて良かった。
・アルコール消毒ボトルの貸出がありがたかった。
・入浴時間が団体ごとに分散されていて、安心して利用することができた。

利用団体が不安に感じる点として、宿泊部屋に関する意見が多くあった。
フロア（棟）を分ける、使用後の換気・消毒等の対策が安心感に繋がる。

食事

・食堂にパーテーションやビニール手袋の用意等、感染防止対策がしてあり良かった。
・コロナ渦により、野外炊事において子供たち自身で調理ができない状況だったが、活動希望を伝えると、野菜を切って提供いただけた。
・他団体と重ならないように配慮され、動線も明確にされており良かった。

食事に関しては、提供方法に関する意見が多くあった。ブッフェ形式の場合は、配膳者の固定化やビニール手袋の着用、トング交換等の対策を講じることが望ましい。

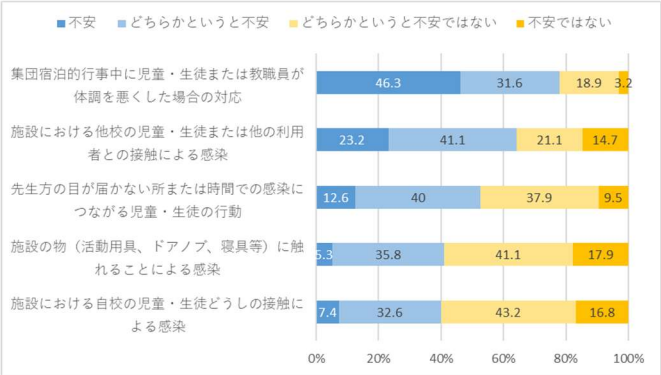

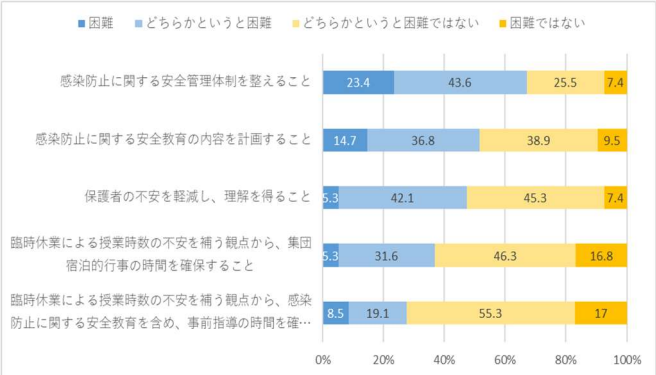

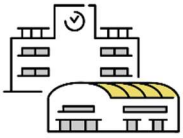

国立青少年教育施設における 小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査
―コロナ禍における安心安全に配慮した体験活動の在り方―より

事前相談

・キャンセルしようか悩んでいた時に、丁寧に対応していただいたことで安心して利用することができた。
・今年度は活動が限られる中、今だからこそできる活動を提案していただいた。
・学校の宿泊研修で利用するにあたって、ガイドラインがしっかり設定されており、保護者にも説明し納得していただいて利用することができた。

集団生活や利用上の制限などにより、利用団体は様々な不安や疑問を抱えている。コロナ渦においても利用団体のねらいを達成できるよう、不安点や利用のねらい等を丁寧に聞きとった上で提案を行い、今まで以上に、各団体に対する個別の対応が求められる。

企画事業

・コロナ渦により多くのイベントが中止になる中で、開催してもらいありがたかった。子供と一緒に楽しい思い出ができた。
・家族の宿泊事業で、宿泊部屋が他家族と同室にならないように配慮されていたので良かった。

行政や民間団体が主催する事業を含め、数多くのイベントが中止となり、体験活動の場が減少している。その中で、本事例集で紹介したような感染症対策を施すなど、様々な対策を講じつつ教育の場を維持することが重要である。
各教育機関内で対策例を共有するほか、保健所や病院等、専門機関と連携し、実施方法を検討していくことが求められる。

利用して不安や大変に感じたこと

・食事の配膳を手伝っていただけたが、使い捨て手袋を着用してもらうとより良かった。
・アルコール消毒液が、研修室や宿泊棟に置いてあると安心できる。
・イベント参加用のガイドラインを提示してほしい。
・マスクを着用していない参加者（子供）が多かったのが気になった。
・コロナ対応のためであると思うが、留意事項が膨大にあり共有を図るのに苦労した。

利用者（事業であれば参加者）及びその家族が求めているのは『安心』である。SNS や HP を活用し、日頃から実施している感染症対策を利用者に『見える化』するとともに、情報にたどり着きやすい仕組み作りが求められる。
また、必要な情報量が多くなるに従って、利用者と施設間で齟齬が生じ、トラブルに繋がりやすい。詳細情報だけでなく、一目で情報を把握しやすい概要も活用する等、分かりやすい資料作成が重要である。

7.感染防止対策に関するQ&A集

7．感染防止対策に関するＱ&Ａ集

青少年機構本部及び各施設にいただいた質問の例となります。
回答内容については、各地域や時期における新型コロナウイルス感染症の感染状況等及び、施設の所在地域や質問の時期によって異なります。

	質問	回答
1	感染対策はどのように行っているのか？	国立青少年教育振興機構において定めた「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき、各施設にて感染防止対策、感染が疑われる者が発生した場合の対応などについてマニュアル化し、マスクの着用／手洗い・手指消毒／対人距離の確保／適切な換気等を共通事項として各種対策を実施しています。 マニュアルは各施設の HP 等からご覧いただけます。
2	宿泊の際の感染対策はどのように行っているのか？	宿泊室内において、できるだけ２ｍを目安に間隔を空けられるよう配室をしています。また、使用した寝具は原則として次の利用者が使用するまで３日間空けるようにしています。
3	食事の際の感染対策はどのように行っているのか？	利用者が集中し混雑しないよう、利用時間の調整を行っています。また、最低１ｍの間隔を空けて座席を配置し、対面での飲食を避けるよう席の位置を工夫するなどの対応をしています。多くの施設でブッフェ形式ではなく、食堂職員等による配膳食とするなど、トング等を共有しない工夫をしています。トング等を共有する場合については、ビニール手袋を着用する等対応しています。
4	入浴の際の感染対策はどのように行っているのか？	利用者が集中し混雑しないよう、一度に入るのは原則１団体とし、その他入浴可能人数や時間の調整をしています。また、利用が多い日などは必要に応じて利用時間を延長することとしています。
5	各種活動の際の感染対策はどのように行っているのか？	『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（令和２年５月 22 日：文部科学省）を参考としながら、各種活動に応じた各種感染防止対策を実施しています。場合によっては提供を控えている活動もありますのでご理解ください。 なお、各種活動においては、感染対策を実施しつつ、教育的効果を損なわないよう工夫して実施しています。利用の目的・ねらいを達成できるよう可能な限り支援を行います。

6	利用前に行っておくこと、準備物などはあるか？	施設を利用する方及びそのご家族等の健康状態を把握していただき、利用前 14 日以内に新型コロナウイルスへの感染が疑われるような事案がありましたら来所を控えていただきますようお願いしています。また、事前に利用する方の平熱を把握していただくことや万が一の場合のご家族との緊急連絡手段・速やかな帰宅の手段（待機車両の手配）を決めておく等の対応を依頼しています。 ご持参いただくものについては、団体内でご使用いただく消毒液や体温計、マスクなどです。特に不特定多数の方が接触する体温計等の物品については、使用のたびに消毒するための個包装消毒綿なども準備することをお勧めします。詳細は施設 HP をご確認ください。
7	新型コロナウイルスの影響によるキャンセルの取扱いはどのようになるか？	キャンセル料は基本的には発生しませんが、食事の料金のみキャンセル料をいただく場合があります。 利用団体からのキャンセルにおいては、日程変更などについても柔軟に対応しています。
8	新型コロナウイルスの影響により、施設を休館とする場合はあるのか？	国や施設設置の自治体等からの、休館要請などにより施設を休館にする場合があります。休館となりましたら、施設ホームページにて、速やかに情報共有をさせていただきます。
9	万が一、利用中に新型コロナウイルス感染の疑いが発生した場合はどのような対応になるか？	まずは速やかに施設職員へ連絡いただきます。その後、該当の方の隔離を行い、医療機関の受診を手配します。また、利用中の接触暦などを確認し、状況に応じて他の方の部屋移動・隔離等の対応を行います。 その後団体引率者と調整の上、該当の方には速やかなご帰宅もしくは保健所の指示に応じた措置をとります。 施設運営については、保健所の指示に従って他の団体等への周知や消毒等の対応を行います。
10	利用後に必要な対応はあるか？	利用後 14 日以内に新型コロナウイルスへの感染が疑われるような案件が発生した場合には利用した施設へ速やかに連絡いただくことをお願いしています。
11	今後（来年度等）の利用予約はできるのか？	基本的には通常のとおり、今後の予約等を受け付けています。ただし、感染防止対策の一環として受け入れ人数を制限するなどの対応をする可能性があります。 なお、予約の受付方法・時期については施設 HP に掲載していますのでご覧ください。

参 考

施設利用者への説明資料

・国立磐梯青少年交流の家・・・・・・・・・79
・国立淡路青少年交流の家・・・・・・・・・83
・国立大隅青少年自然の家・・・・・・・・・86

国立磐梯青少年交流の家　新型コロナウイルス感染症に対応した受入れについて（第７改訂版）

令和３年５月１０日改訂
国立磐梯青少年交流の家

国立磐梯青少年交流の家では、新型コロナウイルス感染防止対策として下記の対応を行います。ご利用のみなさまにおかれましては、当所の対応についてご理解の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

１．利用申込・利用まで

□　本文書をご理解の上、お申し込みください。（了承いただければ通常通り受付を行います。）また、お申し込みの際は、利用日前日の 13:00 までに別紙１の施設利用同意書を国立磐梯青少年交流の家まで送付してください。

□　次に該当する方はご利用を遠慮していただきます。

○37.5℃以上または平熱比＋１℃以上の発熱、息苦しさや強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状、その他体調が優れない場合

○ご利用初日から起算して 14 日以内に感染が引き続き拡大している国、地域へ訪問したことがある場合

○ご利用初日から起算して 14 日以内に新型コロナウイルス感染症による臨時休校や学級・学年閉鎖等、職場等の休業や閉鎖があった場合

○所在地また居住地が、緊急事態宣言の発出、またはまん延防止等措置が実施されている場合

□　高齢者や持病のある方など、感染した場合に重症化リスクの高い方の施設利用は、事前にご相談ください。

□　マスク・体温計・コップ・消毒液・除菌作業用具は、利用団体でご準備お願いします。

□　医療機関等へ受診の際に対応できる緊急車両のご用意をお願いします。（当所の車両は貸し出しできません。）

２．利用期間中

□　所内では、常にマスクの着用をお願いします。だだし、２歳未満のマスク着用はこの限りではありません。

□　利用者が密集することを避けるため、研修室及び宿泊室は、原則として定員の半数程度の利用とします。

□　入所時に職員による検温および健康チェックを行います。その際、発熱等のかぜ症状がある場合は、受入をお断りいたしますので、あらかじめご了承願います。

【宿泊のみ】

□　朝・夕べのつどいおよび代表者会議は、当面実施いたしません。

□　朝と夜に全員の検温と健康状態について記録し、報告いただきます。

※　施設利用中の検温と健康状態の把握の報告は、利用団体の代表者の方にお願いします。

※　朝は 8:00 まで、夜は 20:00 までに健康チェック表を事務室までお持ちください。

（健康チェック表は、団体ごとにご準備ください。当所のホームページ掲載の表をダウンロードの上、活用いただいても構いません。）

【活動場面】

□　所内での活動中は、必ずマスク着用の上、3 密（密閉・密集・密接）を避け、2m（最低でも 1m）の間隔をとるようにしてください。

□　活動中、1 時間に 1 回 5 分程度の換気、または窓を 2～3cm 程度常時開けておくなど、こまめな換気を行ってください。また、冬季期間は朝・昼・夕に換気に関する放送を入れさせていただきます。

□　当所において、実施上 3 密を避け難い活動を行う場合は、感染症拡大防止の観点から、必ず事前にご相談ください。

□　熱中症予防のため、運動中や屋外で十分な距離（2m以上）が確保できる場合はマスクを外してください。また、マスク着用時は、負荷のかかる作業や運動を避けてください。

□　屋外から屋内への移動時など、あらゆる場面で手洗い、うがい、洗顔、手指消毒等を行ってください。

□　活動プログラムの共用物品及び蛇口やドアノブ、手すり、スイッチ等の共用部分は、可能な限り触れる回数を減らすとともに、接触後の手洗い、消毒作業をご協力ください。

□　研修室等の使用後は、除菌作業のご協力をお願いします。また、職員が点検を行いますので、研修室備え付けのチェック表を事務室までお持ちください。

【生活場面】

□　食事時間、入浴時間、入浴場所は指定させていただきます。それに伴い、活動時間を変更していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

□　食事時間は可能な限り 3 密を避け、混雑しないよう調整します。食堂の 1 回の利用を原則最大 120 人程度とし、およそ 40 分間（間 10 分を含む）ローテーションの完全入れ替え制を原則とします。また、状況によっては複数団体で同じ時間にご利用いただく場合もあります。

□　食事は、あらかじめ盛り付けられた食事の提供となります。ただし、利用者が多い場合は、ビュッフェ形式の提供になる場合があります。その他アレルギー等については、これまで通り対応します。

□　食堂では、食べるとき以外はマスクを着用し、会話を控えて素早く食事を済ませてください。食事終了後は、終了した方（または班）から、速やかに退出してください。

□　入浴の際、脱衣所においては可能な限りマスクを着用してください。また、入浴時は会話を控え、すばやく済ませてください。

□　利用団体の全員の入浴終了後、使用した脱衣所の除菌作業のご協力をお願いします。

【退所時】

□　枕カバーおよびシーツは、部屋ごとに一枚のシーツにまとめ、シーツ返却室へ運んでください。

□　部屋点検前に、部屋の整理整頓および消毒を済ませておいてください（整理整頓、消毒の方法は宿泊室内に掲示しております）。

□　部屋点検時は、団体代表者 1 ～ 2 名程度残り、職員の点検を受けてください。その他の方は、速やかに宿泊室から移動していただきます。

3. 利用中にかぜ症状等が見られた場合の対応について

□ 携帯電話等で速やかに事務室に症状をお伝えいただき、職員の指示に従ってください。

□ 他利用者への接触を防ぐため、体調不良者および一緒に活動していた方は、活動を一旦中止の上、指定の部屋で待機いただきます。

□ 利用団体から体調不良者の保護者等にご連絡いただき、速やかに医療機関へ搬送または帰宅をお願いします。また、医療機関受診後、診断結果を当所までご連絡くださいますようお願いします。なお、体調不良者が出た利用団体には退所していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. その他

□ 利用終了後 14 日間の期間に、利用された方が「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は必ずご連絡ください。

□ 所内各所を消毒しておりますので、皮膚等のアレルギーをお持ちの方はご注意ください。

□ 所内はすべて下足厳禁のため、上履きは必ず持参してください。

□ 飲食を伴う親睦会等の実施は、当面の間ご遠慮願います。

□ 当所の職員は、毎朝検温の上、体調を確認してから出勤しております。また、マスク着用で利用者への対応をさせていただきます。

□ 所内で新型コロナウイルス感染が確認された場合、利用中の方々には退所いただく場合がございます。その際は、当面施設の受入れを中止させていただきます。

□ 当所では厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」のインストールを推奨しています。可能な限りご協力をお願いします。

□ 今後の状況変化に伴い、本文書の内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

当所の対応に関するご質問がございましたら、下記の方法でご連絡ください。（受付時間 8：30～17：00）
TEL： 0242-62-2530(代表)　FAX： 0242-62-2532　Mail： bandai@niye.go.jp

「新型コロナウイルス感染症に対応した受入れについて」にご理解いただきましたら、利用日前日の１３：００までに別紙１の「施設利用同意書」を Fax またはメールで当交流の家まで送付してください。

施設利用同意書

「新型コロナウイルス感染症に対応した受入れについて」の内容に同意しました。

令和　　年　　月　　日

団　体　名　：

代表者名

国立磐梯青少年交流の家

Fax　：０２４２－６２－２５３２

Mail：bandai@niye.go.jp

令和２年 11 月 22 日

新型コロナウイルス感染拡大防止における引率者へのお願い（宿泊）

国立淡路青少年交流の家
所　長　　大　本　晋　也

日頃より当交流の家をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。
施設をご利用いただくにあたり下記についてご確認いただき、ご対応くださいますようお願いします。
なお、各種対策は今後の国、県の方針や社会的状況を踏まえ、変更となる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

利用期間中に、次の症状の体調不良者が発生した場合は、速やかに全員の退所をお願いします。
症状：強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5 度以上の発熱、平熱比+1 度以上の発熱
咳、痰、のどの痛み、嗅覚・味覚の低下、その他体調がすぐれない場合

1　入所前のお願い

□　入所前に、入所者全員の検温・健康観察を行い上記赤枠の症状に該当する方は、ご利用をお控えください。また、利用期間中は起床時、就寝前に検温の協力をお願いします。
□　各自で宿泊利用期間中使用するためのマスク、寝具類を保護するためのビニール袋・バスタオル（詳細は「４．就寝時のお願い」参照）、団体で使用していただく為の体温計、をご持参ください。また、活動プログラムによっては、接触による感染防止のため、活動時着用のためのビニール手袋または軍手（綿）のご持参を推奨しております。

2　利用期間中のお願い

＜消毒＞
□　事務室にて消毒セットの貸出を行っています。研修室使用後は、消毒セットを使用して消毒をお願いします。貸出物品については、活動終了後、職員の指示に従い、洗浄・消毒をした上でご返却をお願いします。

＜食　事＞
□　食事をする時以外はマスクを着用し、極力私語はご遠慮ください。
□　食べ終えた後、団体引率者はテーブルの消毒にご協力をお願いします。

＜活　動＞
□　野外炊飯時、調理用にビニール手袋、かまど用の軍手（綿）のご持参をお願いします。
□　カッター研修時、艇長はマスク着用の上でメガホンをご利用ください。
□　アドベンチャーラリー時、軍手をご準備ください。
□　その他の活動について不明な点は、職員へお問い合わせください。

＜入　浴＞
□　できるだけ他団体と重ならないように入浴枠を調整しています。浴場や脱衣場が混雑しないよう団体内でローテーションを行うなど、必要に応じて工夫してください。

＜宿泊室＞
□　ご利用期間中は、必要に応じて団体にて消毒をお願いします。
□　できるだけ他団体と重ならないよう多めに配室を行っています。体調不良者が発生した時に備えて、休養するためのお部屋をご用意ください。
□　ベッドメイキングの要領について、後述「４．就寝時のお願い」をご確認ください。

＜その他＞
□　感染症防止のため、トイレのふたを閉めた状態で水を流してください。
□　飲食を伴う懇親会等はお控えください。

◎体調不良者が発生した場合

・　代表者が必ず内線電話や携帯電話にて事務室へ連絡してください。
・　職員の指示に従って体調不良者と同室の方全員の隔離をお願いします。
・　体調不良者については保護者等にご連絡いただき、交通手段を手配の上速やかに帰宅をお願いします。また、併せて団体全員の退所をお願いします。
・　退所後の体調不良者の経過（診断結果など）について、交流の家まで必ずご連絡ください。

3　退所後のお願い

□　退所後 10 日以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された方がいた場合は、当施設へ連絡をお願いします。

4　就寝時のお願い

当施設では、宿泊棟の感染症対策として使用後の消毒作業をはじめとする感染症対策を行っておりますが、枕・布団はその都度交換することができないことから、少しでも感染のリスクを下げ、次に使う方も安心して使用できるよう以下の対応のご協力をお願い致します。

【持参物】
①ビニール袋１枚（関西４０号／２Ｌペットボトル３本が入るサイズ）
※枕（約 39cm×28cm×4cm サイズ）を入れます。
②バスタオル１枚（布団・枕用）

【ベッドメイキングの手順】

1．リネン室から「枕カバー」「シーツ」「布団カバー」を１枚ずつ用意します。

2．シーツをベッドパットまたは敷き布団にかけます。

3．枕をビニール袋に入れます。

4．ビニール袋に入れた枕を枕カバーに入れます。

5．枕カバーの上にバスタオルをかけます。

6．掛け布団に布団カバーをかけ、完成です。

令和２年７月５日

新型コロナウイルス感染拡大防止における引率者へのお願い（日帰り）

国立淡路青少年交流の家
所　長　　大　本　晋　也

日頃より当交流の家をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。
施設をご利用いただくにあたり下記についてご確認いただき、ご対応くださいますようお願いします。
なお、各種対策は今後の国、県の方針や社会的状況を踏まえ、変更となる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

利用期間中に、次の症状の体調不良者が発生した場合は、速やかに全員の退所をお願いします。
症状：強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5 度以上の発熱、平熱比+1 度以上の発熱
咳、痰、のどの痛み、嗅覚・味覚の低下、その他体調がすぐれない場合

1　入所前のお願い

□　入所前に、入所者全員の検温・健康観察を行い上記赤枠の症状に該当する方は、ご利用をお控えください。また、利用期間中は起床時、就寝前に検温の協力をお願いします。
□　各自で宿泊利用期間中使用するためのマスクと、団体で使用していただく為の体温計をご持参ください。また、活動プログラムによっては、接触による感染防止のため、活動時着用のためのビニール手袋または軍手（綿）のご持参を推奨しております。

2　利用期間中のお願い

＜消毒＞
□　事務室にて消毒セットの貸出を行っています。研修室使用後は、消毒セットを使用して消毒をお願いします。貸出物品については、活動終了後、職員の指示に従い、洗浄・消毒をした上でご返却をお願いします。

＜食　事＞
□　食事をする時以外はマスクを着用し、極力私語はご遠慮ください。
□　食べ終えた後、団体引率者はテーブルの消毒にご協力をお願いします。

＜活　動＞
□　野外炊飯時、調理用にビニール手袋、かまど用の軍手（綿）のご持参をお願いします。
□　カッター研修時、艇長はマスク着用の上でメガホンをご利用ください。
□　アドベンチャーラリー時、軍手をご準備ください。
□　その他の活動について不明な点は、職員へお問い合わせください。

＜その他＞
□　感染症防止のため、トイレのふたを閉めた状態で水を流してください。
□　飲食を伴う懇親会等はお控えください。

◎体調不良者が発生した場合

・　代表者が必ず内線電話や携帯電話にて事務室へ連絡してください。
・　職員の指示に従って体調不良者と同室の方全員の隔離をお願いします。
・　体調不良者については保護者等にご連絡いただき、交通手段を手配の上速やかに帰宅をお願いします。また、併せて団体全員の退所をお願いします。
・　退所後の体調不良者の経過（診断結果など）について、交流の家まで必ずご連絡ください。

3　退所後のお願い

□　退所後 10 日以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された方がいた場合は、当施設へ連絡をお願いします。

＜別紙１＞

国立大隅青少年自然の家における新型コロナウイルス感染防止対策（最終版）

令和２年７月１２日
国立大隅青少年自然の家

１　利用者にお願いすること。

（１）研修室等を利用する場合は，定期的に換気して極力密閉空間を避けてください。
　※　換気の目安は１～２時間に５分～１０分程度です。
　※　２つの窓を同時に開ける等の対応をお願いします。

（２）宿泊室退所時及び研修室等利用後は，清掃の最後に次亜塩素酸ナトリウム液で机・イス等利用者が触れたところ（テーブル・背もたれ・ドアノブ・スイッチ類・蛇口・手すり等）を中心に消毒を行ってください。
　※　清掃は消毒液を使い捨てシートに吹き付けて行ってください。(消毒液を機器等に直接吹きかけない。)
　※　清掃用消毒液・使い捨てシート・手袋は事務室にて貸し出します。
　※　トイレの清掃は職員が行います。
　※　トイレを使用する際は，フタを閉めて汚物を流すように指導してください。
　※　トイレの混雑が予想される場合は，間隔を開けて（２ｍ）整列してください。

（３）活動中は，人の密度を下げるようご配慮ください。

（４）近距離での会話や発声,高唱を避けるようご配慮ください。

（５）利用者の咳エチケット，マスクの着用，手洗い・手指の消毒を励行してください。

（６）利用者が次に該当する場合は，施設の利用を禁止します。
　・37.5度以上の発熱　・平熱比＋１度以上の発熱　・息苦しさ（呼吸困難）　・強いだるさ　・咳・咽頭痛　・その他体調が優れない場合　・過去２週間以内に，感染が引き続き拡大している国・地域へ訪問したことがある場合

（７）利用者については，必ず入所時まで・就寝前・朝の３回（１日利用は入所時まで）の検温と健康状態の確認お願いします。なお，体温計につきましては，利用団体でご準備ください。（健康チェックシートへの記入をお願いします。）
　※　検温と健康状態の確認は団体の代表者が行い，何か異常があった場合は直ちに事務室までご連絡ください。また，傷病者の搬送手段等につきましても，事前に検討しておいてください。

（８）宿泊の場合，枕カバー・シーツを適切に使用してください。

（９）マスク・手指用消毒液は，可能な限り利用団体でご準備ください。

２　施設運営上の留意点について

（１）つどいについて
　朝・夕のつどいは中止します。

（２）研修室及び宿泊室の提供について
　研修室は席の間隔を１～２ｍ確保し,対面とならないようにします。(参考資料参照)また，宿泊室は定員の約半数で部屋割りをしますので，２段ベッドには１つ置きに寝るなど，間隔を十分に取るようご配慮ください。

（３）食事の提供
　※　１テーブルの人数を３人とします。対面での食事にならないよう席の配置をお願いします。
　※　原則として，食堂従業員による配膳方式で食事を提供します。
　※　レーンに並ぶ際を含め，食べるとき以外は，唾液等の飛散防止のため，マスクの着用をお願いします。

（４）風呂の提供
　１回に入浴する最大人数を大浴場が３０程度人，中浴場が２０人程度とします。原則，団体単位で入浴時間を設け，３０分単位で調整します。

国立青少年教育施設における感染防止対策事例集（令和４年２月）

独立行政法人国立青少年教育振興機構
新型コロナウイルス感染防止対策事例集作成チーム
小泉　滋　　（国立中央青少年交流の家 主幹兼事業推進係長）
漆畑　あすみ（国立江田島青少年交流の家　事業推進係長）
重信　圭佑　（国立那須甲子青少年自然の家　事業推進係長）
阿部　麻由里（総務企画部広報課広報企画係員）
大西　広海　（青少年教育研究センター企画室総務係員）

事務局
西條　英吾　（教育事業部長）
桑山　宗大　（教育事業部企画課長）
志賀　亮太　（教育事業部企画課研修支援・連携係長）
味吉　智大　（教育事業部企画課研修支援・連携係員）
横尾　美咲　（教育事業部企画課研修支援・連携係員）

〒151-0052　東京都渋谷区代々木神園町３番１号
TEL:03-6407-7722・7686　／FAX:03-6407-7699